

平成27年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 平成27年3月10日（火）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議第1号 平成27年度白川町一般会計予算

議第2号 平成27年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第3号 平成27年度白川町簡易水道特別会計予算

議第4号 平成27年度白川町地域振興券交付事業特別会計  
予算

議第5号 平成27年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 平成27年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

3. 出席議員 1番 嶋田有康君、 2番 藤井宏之君、 3番 服部圭子君、  
4番 加藤邦之君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、  
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	教育長	瀬瀬政昭君、
参事	佐藤滋君、	総務課長	今井智也君、
企画課長	佐伯正貴君、	町民課長	嶋崎恒典君、
保健福祉課長	高木昇君、	農林課長	今井俊君、
建設環境課長	高木勝彦君、	教育課長	瀬瀬正喜君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長 伊佐治優君、 書記 田口栞君

7. 会議の経過

（議長 9番 今井昌平君）

○ 議長 おはようございます。直ちに、白川町議会第1回定例会3日目を開会いたします。

なお、本日の会議中、一般質問について、CCNetの中継及び広報担当職員による写真撮影を許可しております。

○ 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。

○ 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 会議録署名者は、白川町議会規則第119条の規定により議長において、5番 渡邊昌俊君、6番 鈴木正次郎君を指名します。
- ◇日程第2 一般質問
- 議 長 日程第2「一般質問」を行います。  
 今回の定例会には7名の通告がありますので、通告順にこれを許します。  
 なお、申し合わせにより一問一答方式で行います。質問回数は、1つの件名ごとに3回までとしますが、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。また、再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようにお願いします。簡潔明瞭に質問、答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。
- 議 長 一般質問を始めます。  
 4番 加藤邦之君。  
 (4番 加藤邦之君)
- 4 番 議長のお許しが出ましたので、白川町簡易水道について一般質問をさせていただきます。  
 世界初の宇宙飛行士ユーリン・ガガーリンの名言「地球は青かった」の言葉に象徴されるように、世界の水の水量は14億立米、そのうち何と海水が97.5%、残りの淡水は氷河、河川、湖など合わせて2.5%、またその中の0.8%が地下水であると言われています。また人類は、天然の水源の近くに住み発展してきました。水なくして人間の営みは考えられません。本町でも日常生活に欠くことのできない豊かな水、安心して飲用できるきれいな水が求められるようになり、町の中心地である河岐、和泉地区に昭和41年白川簡易水道を設置、その後、飛騨川流域、赤河、三川、切井、西黒川の各簡易水道施設、黒川営農飲雑用水施設を設置しましたが、これら給水区域以外からの水道設置の要望もあり、区域を拡張して配水する事業を進め、可能な範囲で施設を統合し管理の合理化を図り、現在、白川、赤川、黒川、三川、飛騨川流域5つの町営による簡易水道施設により給水をしています。また、消防における初期消火に必要な消火栓も整備されました。  
 しかし、人口減少による水道料金収入が減少傾向にある一方で、施設の老朽化は確実に進み、水道施設の維持管理が大きな課題になってきました。そこで今回町長を先頭に、行政から白川町簡易水道改良事業計画案、第1次平成26年から平成31年を示されました。定例会初日の町長提案説明で、住民生活の最も重要なライフラインである簡易水道施設の老朽化に伴う更新時期が過ぎており、最重要課題とし、浄水施設の機能向上、耐震化事業、町民ニーズにある安全でおいし

い水として高水準の施設に再構築しなければならない状況であると認識されています。

この中で、今後の改良事業は莫大な費用が必要となり、財源が少し心配されるわけですが、今回の事業計画は、国の補助金、簡易水道事業債、有利な起債である過疎債、交付税措置70%、一般会計繰入金財源内訳であります。一般会計の過疎対策事業債のうち、3分の1は簡易水道事業が占めている状況であり、今後の起債償還計画について伺いたいと思います。

また今回の計画では、基幹改良、浄水方式を膜ろ過設備に変更するなどの増補改良があります。議員協議会で少し説明がありましたが、セラミックスを使った膜ろ過設備が、町長の言われる高水準の施設、安全でおいしい水にどのようなようになっていくのかお伺いしたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

- 議長 答弁を求めます。  
建設環境課長。  
(建設環境課長 高木勝彦君)
- 建設環境課長 それでは、4番 加藤議員のご質問、白川町簡易水道についてお答えをします。  
日ごろは、町の簡易水道事業の運営につきまして、多大なるご協力をいただきありがとうございます。先ほど議員さんが申し上げられましたが、昭和41年に開始しました町の簡易水道は、約50年の長きにわたり町民の皆様に生活用水を提供してきました。平成17年度までに全町のほとんどの地区に簡易水道を普及させ、その後、古くなった施設の更新を継続的に行う予定でありました。莫大な事業費がかかるということと、それから平成17年度末において簡易水道事業債の未償還金残高が38億円、簡易水道事業に係る過疎債の残高も20億円程度と、2つ合わせますと59億円近くの未償還残高となっております。そのため更新を計画していた施設においても先延ばしにして、小規模な修繕などで延命処置を図ってきたところであります。  
生活に身近に必要なライフラインと呼ばれる施設のうち、唯一水道事業だけが町営で行っております。電気、ガス、通信事業など、ほかのライフライン同様に安定的な供給を継続する義務が白川町にあると自負をしております。  
新年度より始めます改良事業におきましては、平成25年度より計画を開始しまして、今年度当初予算の審議の結果、議会の決定をいただき更新計画を策定しました。着手します事業概要についても先般の議員協議会で説明したところでございます。  
それでは、1点目の質問の簡易水道事業債の償還についてですが、ご存じのとおり、現在年間1億4,000万円余りの元金の償還、利子と合わせまして

年間2億円程度の償還をしております。これは、平成24年度が一番ピークになっておまして、それが34年まで続き、その後急激に減少し、平成45年には償還が完了するとなっております。先ほど説明しましたが、平成17年度末において、38億円を超えておりました簡易水道事業債の未償還金の残高も今年度末において約25億円となり、また20億円あった過疎債の償還残高においても約2億7,000万円と財政的に余裕が出てきたところであります。簡易水道事業債は、30年の償還期間ですが、過疎債の償還期間は12年間と短い期間のため、ちょうど今から4年前の平成22年度にピークを過ぎておまして、過疎債については平成29年度でほとんど償還が完了する予定となっております。今回の事業計画で起債する簡易水道事業債の償還開始は、平成33年度からというふうになるために、平成33年、34年の2年間は少し厳しくなりますが、その後は償還金についても年々減少していくこととなります。また、簡易水道事業債の償還期間は30年と申し上げましたが、来年度からは40年への期間延長も検討されているところでありまして、交付税措置のある簡易水道事業債、過疎債の発行を財源に事業を進めることが本町にとってかなり有利な施策となっております。

更新計画においても簡易水道事業債、過疎債の償還計画につきましては、策定に当たっての重要な事項でありますので、無理のない償還計画のもと事業を計画しているところであります。

次に、2点目の質問の新年度から計画しています増補改良事業における膜ろ過設備について回答させていただきます。

現在、町内に8つあります浄水場の中で、5つの浄水場で既に膜ろ過設備による浄水方法を採用しております。残り3つの浄水場においても、膜ろ過設備への変更を事業担当課としては検討していたところであります。切井と中川浄水場においては来年度より着手し、残りの三川浄水場につきましては、これは統合等の計画を踏まえ改良したいというふうに考えております。

平成9年度ごろでございましたが、社会情勢としまして病原性微生物クリプトスポリジウムによる水道水汚染が発生し、クリプト対策の必要性が大きくなったということで、水道事業全般における上水施設に改革を迫られたものであります。幸い本町では、この微生物による事故もなく、年4回における検査において発生を確認はしておりません。今回、計画していますセラミックス膜のほかに繊維膜もあるわけではありますが、耐用年数、それから膜破損の危険性、管理面などからセラミックス膜を選択しております。セラミックスの膜ろ過設備は、1,000分の1ミリメートル以下の小さな穴でこの微生物を遮断するため、もし発生しても浄水過程で取り除くことができます。また濁度について

も、水質基準においては2度までというふうになってはいますが、それを大きく下回る0.1度未満を保障する高水準の施設となりますので、安全でおいしい水の供給が可能になるわけであります。

以上、わかりにくい答弁であったかと思いますが、町長説明のとおり最重要課題として取り組みますので、新年度からの事業推進につきまして、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、加藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問はありますか。  
加藤君。

○ 4 番 町民にとって欠かせない水は、ある意味福祉的要素があると思います。先日、黒川小学校の学習発表会で、福祉について子どもたちが発表してくれたときに、福祉とは、福祉の頭をとって、普段の暮らしが幸せになることと教えてくれました。重要なインフラ整備としてあったように、財源の確保、町債の発行など、昨年行政機構改革で変わった財政グループがしっかり計画管理をして、この償還計画をもとに実行していただきたいと思います。

確認の意味で、簡易水道は水道法により給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する水道事業であり、水道料金が基本料、使用料で決められています。今後人口減少、少子高齢化等による水道料金収入が減少にある中、その財源を踏まえ水道料金の値上げ等は考えてみえるかお伺いしたいと思います。

それからもう1点、できれば結構ですが町長さんにお伺いしたいと思います。町長さんの提案説明にありましたが、簡易水道設備事業、安全でおいしい水といわれていますが、その事業への思い、また町長は日本の各地を回られておると思いますが、どこの水道水がうまかったか、もし参考になれば教えていただきたいと思います。

以上、2点よろしくお願いいたします。

○ 議 長 最初の方の答弁を求めます。  
建設環境課長。

○ 建設環境課長 先ほど、初めの答弁の中で、来年度着手する浄水場の名前ですけれども、三川簡易水道と申し上げましたが、切井でありますので、訂正させていただきます。

それから水道料金の値上げについてでございますが、今年度平成26年度において消費税が改正されたということで、その増税分について水道料金を上げさせていただきましたが、今後において10%というような話もありますので、そのようなときには水道料金の改定をするということで、今のところ料金を見直すというような考えは、簡易水道においては無いということでございます。

それから、これはどうしてかといいますと、簡易水道は上水道と違いまして、

福祉的な要素を持っておるということでございますので、町全体で水道料金を考えているということになろうかと思っておりますので、そういった意味で上水とは違うということでございます。

それから、将来的には、最近国の指導もありまして、水道会計の健全運営のために固定資産の管理、そういったものも踏まえまして、公営企業会計に移行するというようなことを指導してきておりますので、そういったことになった場合は料金の見直しを検討するということになろうかと思っておりますけれども、料金改定につきましては考えておりませんのでよろしく申し上げます。

○ 議 長 町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 議員ご指摘のありましたことにつきましてですが、その前に思いを申し述べさせていただくわけですが、先ほどご指摘のありました簡易水道の件でございますけれども、簡易水道法の改正を議員の皆さん方とたびたび上京をいたしました折に陳情をいたしておるわけで、私どもの簡易水道というものは、先ほど申しましたようにたくさんの水道施設が分散をした形ですので、これを一括して簡易水道法の中で取り組んでいただければありがたいなということでたびたび陳情をいたしておることも皆さんご承知のことかというふうに思っております。

それから、どこの水が一番おいしかったかという話ですが、切井の水が一番おいしかったというふうに思っておりますけれども、それは別としまして、特に黒川の水の管理というもの、水源の管理というものは幸いにして上がずっと町有林でございまして、大変あそこの水というのはおいしいなと。それに上が人家が非常に少ないわけでした、前の町長が言っておりましたように、あそこの水を全国に売り出したらどうやというような話も出ておるくらいでしたので、売り出すとは別としまして大変おいしいなという思いであります。ただ、日本の統計上を見ますと、日本は大変水がおいしいなというふうに言われておりますけれども、しかも雨量が多いという感覚ですが、1人当たりの降水量からいきますと全世界の平均の4分の1だそうでございます。ただ降った水をうまく利用しておるというふうに言われているわけでした、貯水施設から、それから森林等の管理等を踏まえてうまく管理がされておるということでございます。私どもの町だけではなくしてこの水がどんどん下流域へ流れていくわけですので、森林管理等を踏まえておいしい水を供給するという自負も必要ではないかというようなことを思っております、自分たちの水だけでなく、管理の面においても皆さん方のご協力もお願いしたいと思うわけあります。

それから、今後におけます私どもの水道事業というのは、確かに厳しいものがたくさんあり前途は厳しいと思っております。人口はどんどん減っていく中、給水戸数

が減っております。数字を見ますと、本当に月々水道料金がどんどん収入が減ってきておるわけであります。それを見ておりますと本当にこのまま続けていけるだろうかと思えますけれども、まず私どもは将来にわたってその維持ができるように国土強靱化というふうな形の中で、今水道事業を捉えていきたいなど。今までは水道というのはほとんど地下に埋もれておりましたものですから全然見えない状況でしたんです。それが、ここ数年非常に事故が多くなりまして突発的な事故が大きな水漏れが生じるようになったわけですし、まだ今年度の事業の中にはその水漏れ、つまり管の敷設というところまではいっておりません。ただ浄水場の改良という形だけですけれども、今後の計画の中では順次ですけれども、ただ先ほど申し上げましたけれども、予算的な問題もございまして、それが5年でできるのか、その辺をちょっと国への、あるいは県への要望の中でお願いをしていかなければならないわけですから、それらのことを踏まえた計画をつくっていききたいなというふうに考えておりますので、議員の皆さんのご指導のほどお願いを申し上げたいと思います。

○ 議 長 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

加藤君。

○ 4 番 答弁は結構ですので、ありがとうございます。最後に自分の考えを言わせていただきまして一般質問を終わらせていただきます。

2000年の3月にオランダバンクーバーで開催された世界水の日、21世紀の水不足への警告、水ビジョンが発表されています。現在人類は100年前に比べて6倍の水を使っている。2025年には世界の人口の半分、約40億人が水不足に苦しむと予言しております。すでに数年前にあった中国資本による日本の山林の買いあさりなど、ペットボトルの水の販売は各地で盛んになっています。水の大切さ、さまざまな分野での可能性が広がっていくと思います。

そんな中で、今町長の思いを聞かせていただいたのですが、これから町長もいろんなことを思いつかれて、横家町長にできるだけ横やりは入れないようにしますが、多少は入れていきたいと思います。特にさっき言われました水に伴う森林管理の問題ですが、先ほど、これは切井という水でしたが、黒川のきょうは傍聴者の方が見えるのでサービスで黒川と言っていたかと思いますが、森林をつくる、実際に本当にきれいな水というのは7,000ヘクタールくらいの面積のある山、例えば東北の白神山地なんかは有名であります。そういった意味で、これから町有林をふやしていくと。その中で、水も踏まえたいろんなことをやっていくということを要望としてお願いしたいと思います。

また、高木建設環境課長におかれましては、3月をもってご勇退と聞いておりますが、今までのスキルとノウハウを生かし、白川町のために影になり表になり

頑張っていただけのご祈念申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議 長 4番 加藤邦之君の質問は終わります。

次、2番 藤井宏之君。

(2番 藤井宏之君)

○ 2 番 ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問の内容は、自治会公民館を利用しましたご近所喫茶ができないかについてご質問をします。

先般、議員協議会で提出されました白川町第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画素案の資料が手元にあります。計画策定の基本方針、白川町の高齢者の状況と課題、計画の基本理念、基本構想など少し長くなりますが、かいつまんで読ませていただきます。

計画策定の基本方針については、我が国の高齢化は世界でも前例のない速さで進行しており、平成25年10月1日では高齢化率25.1%、国民の4人に1人が高齢者、65歳以上となっております。今後も高齢化率は上昇していくことが予想され、団塊の世代全てが75歳以上となる10年後の2025年(平成37年)には、高齢人口は3,658万人に達し、医療や介護といった社会保障の負担が現役世代に大きくかかってくるのが予想されます。このような状況の中、国では平成37年(2025年)を見据え、身近に地域で介護、医療、生活支援、介護予防、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めていく方針を打ち出しており、たとえ介護が必要になっても住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられる体制づくりを進めております。さらに、現在の介護制度を持続していくことや介護保険制度改正も踏まえ、事業所による介護保険サービスの充実とともに、地域住民一人ひとりが介護を身近な問題として捉え、地域福祉を推進することも重要な課題となっています。

こうした地域づくりを進めていく上で、共助、公助といった行政や公的な制度による介護保険事業の推進だけでなく、高齢者がみずから介護予防に取り組むなどすることで、みずからの生活をみずから支える自助を基本として、家族、親族、地域の人々との間のインフォーマルな助け合いである互助の積極的な推進が求められます。本町においては、平成26年9月末では白川町の高齢者人口は3,644人、高齢化率は39.4%となっており、国の高齢化率25.1%を大きく上回っています。今後も高齢化が進行していくことが予測され、これまで以上に高齢福祉施策の推進に力を入れていく必要があります。本町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、第3期計画以降、要支援、要介護状態になった人への支



援とともに、介護が必要にならないための介護予防重視型のシステムへの転換を進めてきたところです。第5期計画では、元気な高齢者が多い生きがいあふれるまちづくりを基本理念に掲げ、地域包括システムへの推進等を行ってきました。

以上のような社会的な動向を踏まえ、平成24年に策定されました白川町第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の見直しを行うとともに、高齢者を取り巻く現状、課題の把握と対策を進め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、白川町第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定が進められているものと認識をしているところです。

次に、白川町の高齢者の状況と課題について読みます。

白川町の高齢者の現状について本町の総人口は、平成26年では9,264人となっており、平成23年との比較では649人の減少となっております。本町の推計人口によりますと、今年度平成27年は9,032人、10年後の平成37年には6,945人と、実に10年で2,087人減少すると推計されています。また、65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、高齢化率は一貫して上昇しており、平成26年の高齢化率が39.4%のものが、平成27年には40.3%と上がり、10年後の平成37年には48.7%と50%となることが予想されております。つまり町民の2人に1人が高齢者ということになります。

今回、第6期の本計画を作成するに当たり、高齢者の生活状況や意識の変化、介護の状況、保健福祉全般について町民のニーズを把握するために、昨年9月に介護認定を受けていない65歳以上の一般高齢者400件、要介護(要支援)認定者及びその家族400件を対象に各種実態調査を行っておられます。その調査結果から見る高齢者の状況から今後の検討課題としまして、まず介護予防については、一般高齢者の介護予防のための教室等の参加状況は、参加したことがないが約6割となっており、今後の参加意向については、約半数の人が参加したいを示しているため、より参加しやすい事業の実施や参加促進が求められます。次に、生きがい、社会参加については、生きがいがあると感じている一般高齢者が減少しているため、生きがいの内容として最も高くなっている働く機会の充実を含め、生きがいづくりの機会の拡充が求められます。そして、地域参加している人の割合は、前回計画よりも増加しているが、今後もより地域の行事等への参加促進を図ることで、高齢者の閉じこもり防止や交流を通じた生きがいづくりへと結びつけていく必要がある。次に、認知症については、前段で一般高齢者の介護予防のための教室への参加をしたことはないと同じで、認知症予防のための教室への参加も、参加したことはないと答えた方が約半数となっていること。一般高齢者で、これからの高齢社会に対して重点をおくべきことに対しては、寝たきりや認知症にならないための予防対策が必要と答えた方が3割となっていることです。これ

らのことから、認知症が要介護状態になった原因として高い割合を示していることや、高齢社会で重点的に取り組む事業として上げている割合が高いこと。また、認知症予防事業に対する参加が増加していることから、認知症対策についての取り組みを強化していくことと、予防への取り組みを促進していく必要があるとしています。

次に、介護の状況については、一般高齢者・要介護認定者ともに在宅で介護保険サービス等を利用しながら暮らしたい人が多いことや、介護サービスの利用により家族の負担が軽減されていることから、在宅サービスを一層充実することが求められるとしております。

次に、地域生活の支援については、一般高齢者が日中自宅で一人になることは、よくある、たまにあると答えた方の割合が全体の6割を超えており、前回調査の約半数より増加しているとのこと。このことによって、ひとり暮らしの高齢者や、家族と同居していても日中一人になる高齢者が増加していることから、高齢者の見守り体制の強化が求められるとしております。また災害時の避難対策についても、一般高齢者に対して、要介護認定者は何もしていないと答えた方が高くなっている現状、災害時に支援を必要とする人の適切な把握と避難対策の働きかけが必要となるとしております。

以上のことから、白川町の高齢者を取り巻く現状が見えてくるわけですが、計画の基本理念、基本構想として第5期計画においては、白川町第5次総合計画の将来像を踏まえ、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、健康づくりや生きがいづくりの促進、サービスの提供体制の構築を進めてきました。また、地域包括ケアシステムの構築を目指し、元気な高齢者の多い生きがいあふれるまちづくりを基本理念として掲げて事業を推進してきたところです。本計画においては、高齢化の進行や高齢者世帯、認知症高齢者の増加という現状、または町内に住む高齢者の意向を踏まえ、一層介護予防施策を推進していくことで、いつまでも元気に暮らせるまちづくりを推進するとともに、介護が必要になっても地域の支え合いによって、安心して暮らせる町づくりが求められていますと基本理念が掲げられております。

そこで第6期計画における重点目標としまして、1つ目に健康の維持と増進について、高齢者がいつまでも元気でいられるような健康の維持、増進を図る事業や、介護が必要となる状態を防ぐ介護予防事業、認知症予防事業、また認知症高齢者を支援する事業を実施する。2番目に地域生活の支援として、高齢者が地域で安心して生活できるよう、公的な介護保険サービスの提供体制を整えるとともに、支え合い体制を強化し、地域で高齢者を見守る体制の構築を図ります。3番目に高齢者の活躍の場づくりとして、高齢者が生きがいを持って毎日を過ごせる

ように支援するため、地域における就労や生涯学習、地域の交流事業等、社会参加の促進を図る取り組みを推進します。以上の重点目標の3点が設定してあります。私は10年後を見据えて、白川町の総人口の減少、生まれてくる子供の減少によって65歳以上の高齢化率が50%になる予想を現実として、重点目標にも掲げてあります健康の維持・増進、地域生活の支援、高齢者の活躍の場づくりが地域の支えなしには達成できないと考えております。

現在でも、社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健福祉課、社会福祉法人 白泉会、各種団体等地域包括ケアシステムとして介護予防、認知症予防等に努めていただいているわけですが、今後はさらにボランティア等の地域住民の力を活用し、現在行われている事業を地域全体で取り組むことによって、高齢者が真に暮らしやすい地域づくりになっていかなければならないと思います。

私は、本年1月末に大阪で地域包括ケア特別講座を受講し、地域福祉政策の理論と実践について学んできました。これからの福祉政策の方向、地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組み事例など、今取り組むべき課題とその解決方策を探るとして、社団法人 かながわ福祉サービス振興会理事長の瀬戸恒彦先生による研修を受けてきました。研修で学んだことは、白川町の第6期計画にある計画策定の基本方針、計画の基本理念、基本構想と同じで、やはり地域で支えることができる地域づくりを目指さなければいけないことであるということです。その中で、取り組み事例としまして紹介されました地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組み事例の中に、鹿児島県大和村の取り組みとして、住民がみずから考える互助の地域づくりと題して紹介をされました。大和村は、奄美大島の中央部に位置する村で、人口1,641人、高齢化率37%、75歳以上が23%、白川町の場合は、高齢化率が39.4%、75歳以上は62.3%であります。それでサトウキビ、スモモ、タンカン等を主体とした農産物の生産・加工品等の商品化に向けた取り組みをしている村であります。大和村では、住民が主体となった活動による地域づくりとしまして、そこに住む住民みずから動かなければ暮らしたい地域はつくられない。住民が主体となった活動の展開にこそ、生きがい、役割、出番、楽しみが生まれてくる。そこに言葉を当てはめれば、地域版のデイサービス、サロン、企業、介護予防、健康づくり、世代間交流、自殺対策、閉じこもり予防などが網羅されていくということを地域住民が教えてくれています。行政が形をつくるのではなく、ご近所を中心とした地位住民の営みからヒントを見つけ出す地域づくりと紹介されておりました。

その中で、ご近所喫茶というのがあり、要介護者をマスターとして抜擢した喫茶であります。そのほか野菜づくりの支援と、それを使ったおかずの販売、その販売から配達や見守り等、住民たちみずから考えて取り組んだ事例が挙げてあ

り、その効果としまして、一日中テレビを見ていた人が畑づくりに精を出すようになった。閉じこもりの人が別人のように元気で明るくなった。孤独に過ごしていた人が近所のアイドルになった。自主サロンが始まった。困りごとへの気づきが広がった。たまった収入で今度は高齢者のために道端にベンチをつくったなど、一例として鹿児島県大和村の取り組みを紹介されました。

私の地元の自治会では、平成9年に自治会が所有する公民館を建てかえました。当時は地元を支える若い人も多く、過疎化の波はありましたが、少しでも活気をつけようと公民館の建てかえに着手しました。葬儀もできることを第一にしたため間取りも広くとり、立派な公民館が完成しました。それまで葬儀を家で行っていたのを全て公民館で行うようになり、他地区の方も利用することもありました。夏には、自治会独自の夏祭りを催すなど活気もありました。あれから18年もたった今、葬儀も時代の流れによって公民館で行われることも皆無となり、夏祭りを催す若い人たちも高齢化となり思いつくこともできない状態となりました。

世帯を見渡すと同居をしている家が割と多いので安心しやすいのですが、高齢者の割合は白川町の平均を保っており、特にこれから10年先を考えると超高齢化となり、心配が予想される要介護者、要支援者、認知症者がふえることは避けて通れないことと思います。私も10年後には後期高齢者に近くなります。調査の回答にもありましたように、寝たきりや認知症にならないための予防対策をしたいと思っております。

町内には、私の自治会のように年に数回程度しか使用しない公民館があるのではと思います。先ほどの取り組み事例にありました鹿児島県大和村の住民がみずから取り組まれたご近所喫茶など、工夫次第で公民館などを利用して開き、ご近所の方の憩いの場として活用できないかと考えます。例えば、ワンコインでコーヒーを飲み、お昼も食べて夕方は家に帰る。昔話に花を咲かせたり、将棋や碁もやったり、奥にある和室で一人ゆっくり寝るのもいいのではと思います。そして、たまには健康体操教室を開いたり、介護予防や認知症予防の話を聴いたり、自分たちのためになることに活用できないかと思えます。現在もサロンを町内各自治会で行っておられることは、こうした面からもとても素晴らしいことだと思っておりますが、恐らく開催されるのも月1回程度だと聞いております。ご近所喫茶などがあれば毎日でも利用できると思えます。しかし、この取り組みには住民のボランティア、協力者がいなければ実現はできません。そして、仮に協力者や支援者ができたとしても、初期投資や材料費を含めた維持管理費が必要になります。これから高齢者がふえ続ける中、特に地域住民のともに助け合う共助の力を借りながら地域包括ケアシステムを動かしていかないと持続できないと思えます。私は、各自治会所有の公民館を利用した気軽に集えるご近所喫茶と呼ばれる集え

る場所ができないかと思い、次のことについてお尋ねします。

こうした高齢者が気軽に集えるご近所喫茶を自治会所有の公民館を使用した場合、初期投資や維持管理費等に対する財政支援の考えはないか。もう1つ、これから第6期計画を進める上で、行政と地域住民がよきパートナーの関係でないとより良い地域づくりができないかと思いますが、その2点についてお考えを伺いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。

保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木昇君)

○ 保健福祉課長 それでは、2番 藤井議員の質問、自治会公民館を利用したご近所喫茶ができないかについて、お答えいたします。

白川町における高齢化の状況は、議員から紹介をいただいたとおりであります。全国を大きく上回る早さで進んでいます。あわせてひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加する傾向にあり、本町のような中山間地域では、今後ますます高齢社会への対応は大きな課題となってまいります。また、核家族化やライフスタイルの変化などにより、地域でのつながりが薄れ、高齢者の孤立や日常生活を行うことにも困られる高齢者の増加などが懸念されるところであります。

一方では、本町の65歳以上の一般高齢者と要介護認定者及びその家族に、今後の生活をどのようにして送りたいのかを調査したアンケートによれば、自宅で家族の介護を希望される方や、介護サービス等を利用しながら自宅で暮らしたいと希望する人は約45%あり、また、特別養護老人ホームなど地元の施設での介護を希望される方は約12%でありました。結果、合わせると約60%近い方が、住みなれた地域で生活を続けたいという希望を持っておられることとなります。このような社会構造の変化や高齢者のニーズにこたえるために、今回の介護保険制度の改正では、高齢者を地域全体で支える体制である地域包括ケアシステムの構築を進めようとしています。

この地域包括ケアシステムとは、地域の事情に応じて高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいますが、高齢化の進展のスピードや地域の介護サービス等の資源の状況などは地域によって異なりますので、それぞれの地域の実情や特性に応じた地域包括ケアシステムをつくり上げていくことが重要になってまいります。このため、高齢者が住みなれた地域で、たとえ介護や生活支援が必要になっても、安心していきいきと暮らすことができるよう、社会全体で支え合う地域コミュニティの再生が必要だということになります。

現在、本町においては、地域のつながりの再構築のため、さまざまな取り組みを行っています。例えば、栄養バランスのとれた食事を提供することによって日常の安否を確認する高齢者配食サービスや、高齢者等が孤立しないよう、誰でも気軽に参加できるふれあいいいききサロン、外出をすることで閉じこもりや認知症予防を行うまめな会、筋力や脳の低下を予防することを目的としたお達者教室、運動と健康づくりを併設したいいききはつらつ教室など、地域住民や関係機関が相互に連携、協力し合いながら、地域における支え合う体制づくりを進めているところであります。過去には、コミュニティの崩壊が叫ばれていましたが、現在は崩壊ではなく、コミュニティの新しいあり方や築き方が求められています。

議員から提案がありましたご近所喫茶ですが、触れ合い喫茶やコミュニティ・カフェとも呼ばれていますが、人が集まり、触れ合える居場所や井戸端会議になっているカフェということで、地域コミュニティを活性化、あるいは再生させる存在の一つとしても、今、全国的にも注目されているところであります。県内では、恵那市のみさと愛の会や大垣市内にあるサロン青野というところがありますが、ここではサロン青野の紹介をしますけれども、月1回のサロンでは物足りない、毎日でも気楽に集える場所があるといいなあという声から、空き家を利用して常設サロンとしてひゃくえん喫茶を開設されています。毎週、火、木、土の午前中に開催し、利用料金は1人100円でコーヒーや紅茶を飲みながら、のんびりと交流していただけるスペースがつくられています。店員であります世話役につきまは、自治会員に広くボランティアを募集され、この自治会では高齢者を含む約80名の会員の中から、1割の方、約8名の応募があり、毎回交代で運営をされているとのことでもあります。

今回、議員のご提案である自治会公民館を利用したご近所喫茶につきまは、町としても、社会福祉協議会としましても、大変、期待をするものであります。このような事業への財政支援につきまは、本町から社会福祉協議会へ助成金を交付しておりますが、その中の地域福祉活動助成事業で支援ができるのではないかと考えております。このご近所喫茶を始めるに当たりまは、議員からも話がありましたように、さまざまな方法が考えられると思います。簡単な居場所づくりから始めるのも一つですし、組織的に地域の支え合いとして見守りや生活支援などの事業を盛り込んで活動を始める場合もあります。顔の見える範囲の助け合い、身近な地域住民同士による助け合いから一歩進んで、ある程度の組織を立てて活動を進めるためには、志を同じくした仲間同士や、グループや団体を立ち上げて一定のルールなどをつくるが必要になってくると考えます。現在、町内各地で活動していただいている月1回のサロンにつきまは、世話役の方が負担を感じておられるというような声も聞いております。財政面のみならず、

世話役の方の後方支援の方法についても、今後の課題だと感じているところでもあります。今後、立ち上げていく段階になりましたら、社会福祉協議会がバックアップしますので、ぜひご相談をいただきたいと思います。

行政としましても、各地区の福祉会や社会福祉協議会と連携をとりながら、また地域包括支援センター、保健師等も協力をして高齢者福祉の一層の向上を図るため努力していきたいと考えております。

また、地域福祉活動の促進に当たりましては、議員がおっしゃられたように行政による公的サービスの充実はもとよりですが、行政と関係機関や団体が協力関係を築くことや、住民組織やボランティア団体などの主体的な活動が、なお一層期待されています。行政からの設置依頼だけではなく、地域住民が自主的にやれるところから無理なくスタートし、広げていただくことが一番重要だと考えているところでもあります。

なお、平成27年度から第6期介護保険事業計画がスタートします。第1号被保険者であります65歳以上の方に納めていただきます介護保険料につきましては、大幅に引き上げることになります。大変申しわけなくと思いますが、介護保険は社会全体で介護を支え合う制度であり、介護保険サービスを利用する方々がふえれば保険料も上がる仕組みとなっていますので、この場をかりまして町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。以上、藤井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

はい、藤井君。

○ 2番 ありがとうございます。やはり、これから先のことを考えると、いわゆる元気な高齢者が高齢者を支えていかなければいけないという時代に入っていくと思います。なるべく元気な高齢者においていただくためにも、常日ごろからこういった活動も大事ではないのかなというふうに思います。ただいま課長さんの方からも言われましたように、そうした財政的な支援もしていただけるということの裏づけがあることだけでも元気が出るような感じがしてきますし、やはりボランティアが基本なんですけれども、やはりボランティアにも限界があると思いますし、ある程度多少なりともこうしたボランティアに対する支援等も考えていただけると大変ありがたいというふうに思います。

こうしたひょっとしたら町内にもこれに近いような考え方で、これから何かしたいなというふうに考えておられるような団体が何かそういった相談があるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

○ 議長 保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 再質問にお答えします。今現在は、保健福祉課にそういった希望とか要望を持

っているお話は何っておりませんが、こういった地域の50の現在サロンができておりますけれども、そのサロンのさらなる進展と申しますか、進化を社会福祉協議会も目指しておりますので、こういったきょうのご質問が皆さんのところでまた一歩進んでいただけることを期待しております。

○ 議長 再々質問ありますか。

○ 2番 質問ではないですが、自治会の公民館だけではなく、やはり空き家対策の中にもそういった場所的な条件が合うところがあれば公民館に限らず空き家の活用にもこういったことが活用していれば地域のためになるのではないかというふうに思います。それだけ提言させていただいて、質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 2番 藤井宏之君の質問を終わります。

次に、6番 鈴木正次郎君。

(6番 鈴木正次郎君)

○ 6番 ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、本日私は次の2点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、ドラマの限界集落株式会社に学ぶものということ。2点目は、小中学校の教育環境の整備についての2点について質問をさせていただきたいと思っておりますが、質問の前に一言、あす3月11日は、東日本大震災から4年の歳月が流れました。いまだ収束の見えない福島原発処理や、津波による被災地の皆様方のご苦勞に対してこころからお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、まず1点目の限界集落株式会社に学ぶものですが、これは、最近NHKが放映しました、これは土曜日の9時から10時までですが、限界集落株式会社というタイトルのドラマから、私は少なからずヒントを得ましたので話を進めてまいりたいと思っております。

このドラマを見られた方は多くあるかと思っておりますが、ドラマですので、そのドラマの内容が全てというわけではありませんが、私はあの中の1つのシーンでの会話が、今私たちの町が遭遇している現状と鑑みたときに、少なからず参考になる場面であったと捉えて話をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目のシーンでは、道の駅のいわゆる地域の直売所ですが、その運営のあり方で、大変この道の駅も苦慮しておって、その低迷する道の駅に外部からいわゆる経営者を招き振興策を図る中でありましたが、そこに偶然にも、ある日突然都会からの若い女性が訪ねてきて店の雰囲気注文をつけたのが大きなヒントになり、店内が一新して来客がふえたということです。同時にまたネット販売も手がけ店は盛況となり、農家は農産物の増産に励まねばならなくなり、大変村は活況は呈してきたわけでありましてけれども、あまりにも急激な発展に生産に追わ



れる農家に疲れがあらわれて、ついつい不注意の事故が発生して、今まで築き上げた有機農産物のブランドに傷がついて一瞬にして、顧客を失ってしまって途方にくれる農家と直売所経営者の苦悩の中でのところのシーンでございますが、このときの苦悩の中でも再建への選択は、そうした失敗した農家を切って信頼の回復に努めるか、一層農家の結束を選ぶかと、そういう非常に苦しい選択を迫られたわけではありますが、そのとき集落の皆さんが選択したものは、集落や村の絆の基本は1人でもその村から脱落者を出してはいけないという選択でした。

これはドラマでありますけれども、ここに学ぶべきは、やはりこうした私たちの町のように小さな自治体は、人の絆を大切にという選択をしたということがこの話の大事なところであったと私は思っております。今、私たちの町に突きつけられたメッセージのような気がしてなりません。人口減少自治体に問われている言葉だとも思います。私は、ちょうどこのドラマを見ているときでしたけれども、ちょうど下のワカマツヤさんへ寄ることがありまして、そこへ行きましたら、一昨年本町で開催されたときの水源の里シンポジウムの折に、この町に来ていただいた明治大学の小田切先生の著書がございまして、これを手にしました。タイトルは、農山村は消滅しない、こういう本でした。この中で先生は、地方創生会議が出した消滅論に対して非常に否定的なご意見を書かれています。それは何かというと、地方の農山村は絶対に消滅しない。その根源は、やはり集落内の住民同士の心の通いが強いからであると。それで必ず消滅はあり得ないと説かれています。特にこの白川町、県内においても早く消滅の危機にあるということも言われたような覚えがありますけれども、そういうことからすると絶対に消滅はあり得ないということでもあります。

いろいろ話を進められる中で、さまざまな各地の取り組みが取り上げられておりますけれども、鳥取県智頭町の取り組みの事例も挙げてありました。この智頭町の取り組みの中でのお話は、やはり地域の公民館が、それぞれの地域の地域づくりの母体となることも記されております。これは、今まさに町長が展開されようとしております施策と思いは一致すると読ませてもらっていますし、その中で、今町長提案の地域の宝物探しについても、少なからず参考になる記述がありました。

そこで、昨年度から企画課で取り組んでこられた宝物探しについて、ひとつ私は提案があります。今行われているさまざまなワールドカフェ方式の懇談会を、私はもう少し小ぶりの各自治会へ出向いて自治会単位のワールドカフェを開催したらどうでしょうか。きっと私はまた変わったおもしろい発見があるかに思いますし、今どちらかというとなんかワールドカフェにおいて新しいものを見つけないかと、そんな感じが強いように思います。しかしながら、そうした各地域へ出

向いてカフェを行うことによって、今まで各地に合ったさまざまな行事、小さくともよい、あるいはここ数年、例えば10年、20年と育み続けてこられた団体やグループ活動などがあるわけで、そういうものを継続的に次の時代に引き継がれていけるようなことを応援していくことも宝物探しであり、また宝物を磨くことではないでしょうか。小田切先生の言葉をかりるならば、絶対消滅しない農山村とは、永々とこの地に住み続けてこられたという、私たちがそういう誇りを空洞化させないということだそうです。そのことに、今私たちが今改めて気づくことだと言ってもらえます。

前述のように限界集落という造語は、集落の脆弱化、そして危機意識を地域の住民が共有することに意味があるとも言われております。私は、この言葉を裏返せば、自分たちはこれからもこの地に住み続けたいと思うか、思わないかというように問われているかのように考えられます。そして、住み続けたいなら考えよ、それが地域創生という言葉だと私は考えますが、町長はどのように考えておられるか伺いたいと思います。

それから、ここで関連して、私は具体的質問をさせていただきますが、道の駅ピアチェーレ、てまひまの店、野菜村チャオの一体的な見直しについて伺いたいと思います。まず、このところピアチェーレの運営が少し下降気味の感があります。そんな中で先日、今年度、町として今までピアチェーレで払っておっていた借地料を補填するというようなお話がありましたが、その話の理由にピアチェーレは、今まで税金をしっかりと納めてもらっているから、当然町で補填すべきというようなニュアンスの言葉がありましたけれども、私はそのことよりも、そういう予算措置をするよりもやっぱり抜本的な経営改善策を打ち出すべきではなかろうかと思えます。これは、全く私の私的な思いでありますけれども、例えば、てまひまの店も今のピアチェーレへ吸収した店づくりや、野菜売り場もピアチェーレの本体通路などを利用するなど、やはり顧客の利便性を考えたり、それからピアチェーレに並んでいる商品の中には外から持ち込まれた商品がたくさんあるわけですし、そういうものでの手数料稼ぎになっておるわけですが、それにとどまらず地元産優先の店内と、やはり先ほど最初に話が出ましたように道の駅のイメージを一新するには生産者の顔写真なんかをしっかりと出したりとか、その生産地の状況がわかるようなパネルを展示する、そういうのがあの店には必要ではないかというふうに考えますし、また一体的に今経営されている温泉については、正直な話、開業以来余り大きな利益を見込まれていません。そうした余り大きな利益を見込めないなら、ここでひとつ薪ボイラーでも入れて足湯のコーナーを設けた方がよいではないでしょうか。そんな私は思いで、全く私の個人的な意見から提案をさせていただきたいと思いますが、いわゆるこのドラマからのヒ

ントは、消費地のアドバイザーの意見を聞くのも無駄ではないということだと思いますし、そういう意味から、私はことしは地域おこし協力隊の方も大変増員されたことであり、これから彼らの意見も十分参考にされるとよいのではないかというふうに考えますが、そこら辺のところを町長の考えを伺いたいと思います。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。  
町長。  
(町長 横家敏昭君)

- 町 長 それでは、鈴木正次郎議員の質問に対して答弁をさせていただきます。  
私も全く同感であり、志を強くしたところであります。と申しますのは、まず宝物探しにつきましては、ご承知のとおり岐阜県は清流の国ぎふ憲章で、知、創、伝として清流がもたらした自然、歴史、伝統文化、技を知り学び、そしてふるさとの宝物を磨き生かし、新たな創造と発信に努め、そして清流の恵みを新たな世代に守り伝えようといたしております。これは、ふるさとに誇りをもって愛着を持っていただきたいという願いでもあり、言いかえればそういう思いが薄れることに危機感を感じてのことです。郷土に誇りもなく愛着もない人は、そこに住み続けようとは思わないでしょう。ある書籍に、地域づくりとは幸せづくりであり、その幸せは一人一人が生きがいを持って自分の住んでいる地域で安全で安心に心地よく楽しく暮らせることのできる社会だとしております。住民の精神的な気づきが大切だとしておるわけでございます。

ご提言のありました小さな単位での集会は有意義なことと考えております。それは、縁側談義のようなものでもいいと思いますし、自分たちはこの地域をどうしていこう、そこに住む一人一人が自主的に担う主体にならなければなりません。つまり地域の中で一人一人が役割を持つこと。人間というものは誰かのために何かをしているということで生きがい生まれます。他者にしてもらっているだけではだんだん生きていく自覚の価値を見いだせなくなっていきます。一人一人の生きる機能を生かして役割を自覚して行動できるのが理想の姿でしょう。しかし、現実多くの時間と労力がかかることでしょう。そういう中にスモールビジネスなどが生まれる可能性を期待いたしておるわけです。先ほど、藤井議員の質問にもありましたご近所喫茶の運営という中にも、そのスモールビジネスという可能性はあるのではないかというふうに思っております。例えば、その中で地域の中でたきぎを精算しようか、あるいは干しイモをつくろうかというような考え方もできるのではないかという、その中に福祉も、それから生産も、全てが包括したものがスモールビジネスの最後の姿というふうに理解をしております。さらにご提言のありました小田切先生の過疎問題懇談会の委員や中山間地域フォーラムの理事を務めておられ、本町のような中山間の過疎地域には非常に造詣の深い方であ

ります。議員が述べられましたとおり、市町村消滅論に対しては反対であり、都市からの過疎地域への移住の動きを田園回帰というふうになづけられ、その動きを無視した人口減少論に疑問を持たれております。また消滅する地方は成長する都市のために切り捨てるべきだという議論を加速化するおそれのある市町村消滅論は、非常に危険であるとおっしゃられております。また、昨年12月白川町からも大勢の受講生を送り出してあります地域リーダー養成塾の中部ブロック研修会が本町で開催されまして、講師に塾長の大森先生をお招きし講演をいただきました。議員各位にもご案内をいたしましたのでお聞きいただけたと思いますが、大森先生も地方自治体は法人であり、消滅するのはみずから法人であることを放棄する場合のみであると話され、市町村消滅という事態を想定した人々の気持ちがなえてしまい、自治体自体が生きがいを失うことが問題であるとされておるわけでございます。お二方とも地域リーダー養成塾の講師でもあり、この研修で学ぶ本町の受講生もこうした見識を持たれた講師に指導を受けられていることとございまして、大変ありがたく感じておりますし、お二方とも当町におきましては大変つながりが深くございまして、この町にも再三来ていただいておりますし、それから東京でいろいろお会いすることがございますので、ぜひともそういった方々のご指導を受けながら町の創生に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議 長 次に、参事の答弁を求めます。

(参事 佐藤滋君)

○ 参 事 それでは、鈴村議員さんの道の駅に関する質問にお答えをいたします。

道の駅ピアチェーレにつきましては、昨年の9月においても服部議員さんからご質問をいただき、道の駅再生に向けて検討委員会を設置しまして検討していきたいという答弁いたしましたところでございます。これを受けまして、ことしの1月に道の駅美濃白川再生ビジョン検討委員会を設置いたしまして、現在までに委員会を2回ほど開催しております。この検討委員会の委員のメンバーには、白川町農業開発、ピアチェーレでございますが、てまひまグループ、野菜村チャオ、クオーレの里、商工会、観光協会、めぐみの農協に、地域おこし協力隊と町外からの有識者を入れた18名で組織をされております。この委員会では、大きく3点について検討をお願いしております。1点目が、経営改善や経営の健全化に向けた取り組みについて。2点目が、道の駅一帯の再整備について。3点目が、経営母体や組織のあり方についてなどを検討していただくこととしております。今後、さらに5回ほどの委員会を開催し、おおむねことしの12月ごろまでに検討委員会の意見を取りまとめた提言書を提出していただく予定としております。今回鈴村議員からいただきましたご意見、提言につきましては、今後の検討委員会の中

で委員の皆さんにお伝えをしたいと思っております。

これまで2回の委員会の中で、さまざまなご意見、提言をいただいておりますので、多大な経費を必要とせずに現時点で改善ができるものにつきましては、従業員が一丸となって早急に取り組むよう指示をいたしまして、実施をしまいたいと思っております。今後もお客様目線のおもてなしの心を大切にしながら、従業員一人一人が経営に関心を持ち、施設全体の運営状況を把握しながら働けるよう指導してまいりますので、ご指導、ご協力のほどお願いいたします。

以上、現状を報告させていただき、私の答弁といたします。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

鈴木君。

○ 6 番 大変町長さんから思いをお聞かせいただきましてありがとうございます。昨年からの地域の宝物探しということを強調されてきておるわけで、当然その主体は町長さんがやられるわけでなしに、私たち地域の住民であることが私も認識しております。ですから、住民間の話し合いというものが今まで何とかこの地区というとおかしいんですが、私どもはなかなかうまく進めていくテクニックがないわけでありまして、ですからそういうところの場づくりをサポートしてくださるのが私は今来てくださっている地域おこし協力隊の皆さんではないだろうか。私は思うわけで、この話の中に、いろいろ出てくるでしょうけれども、基本は先ほど話したように、住民の話し合いの中で、自分たちがこの集落、あるいはこの村を町を残したい、そういう言葉は本当に宣伝に出てくるような地域おこし協力隊の皆様方がそういう場づくりをしていただけると、より一層励みになるというふうに思います。先ほどから言っておりますように創生会議が出した数字と高齢化率ばかりを並べておりますと、私たちはどちらかというと意気消沈してしまうわけですから、そういうところを何とか宣伝ができるような地域おこし協力隊にひとついい具合に導いていただきたい。そんな思いでおりますのでお願いしたいと思いますが、いろいろありますけれども、私たちが今まで考えてきたことは、まず若者定住というところからまず仕事を探してやらないかん。それから住居を探してやらないかん。そういったことが多かったし、または都市の人との交流といえどもまず観光目当てのような感じで箱物づくりというようなハードなことばかり考えてきたわけですが、これからはもう少し地域の住民の意欲が盛り立つようなソフトな面でのアドバイスをいただきたいなど、そんなふうに思うわけです。

創生会議のことは、私は非常に刺激になってはおると思います。ですから、これは病気で言えば私はどえらい特効的な点滴を打たれたような気持ちでおりますので、これを一つ打たれた以上はそれの効果が出るような動きができるように地域おこし協力隊の皆さんや担当の職員の方にこれからご指導願いたいと思いま

すが、その辺はどうでしょうか。

- 議 長 町長。
- 町 長 ご指摘のとおりでございますけれども、地域おこし協力隊と申しまして、まだ経験のない本当の素人でございます。これをどう利用するという言い方は変ですけれども、活躍の場をつくるというのは住民自身の力によるところが多いというふうに私は思っております。そういう意味におきまして、ぜひともその地域へ呼んでいただいて、その中で地域おこし協力隊が考えていってくれることだというふうに思っておりますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。
- 議 長 再々質問ありますか。  
鈴村君。
- 6 番 もう一つ、これはお答えは要りません。あくまでも小田切先生の話の中からですが、一番大切なことは地域のコミュニティーということなんですね。それから今年度田舎暮らしの移住者を受け入れる施設も考えておられるわけですけれども、大事なことは仕事ではないと。仕事があるかないかということではないと。とにかくその地域の皆さんとうまく接点を持てるかということをおっしゃいますし、町としてはそういう田舎暮らしの方が、ただ単年度で終わるんじゃなくて、田舎暮らしを長期的な展望で若い人が来てくだれば子どもさんもできるでしょうし、ですから、その子どもが成長していくに当たっては、今白川町では低年齢期の子育て支援については、かなり踏み込んだ財政措置をされているように思いますけれども、上級学校へ進学するときの環境整備は、まだそんなに十分ではないというふうなふうに考えております。幸いことしはまだこれから予算審議するわけですけれども、JRを利用した方に対して若干の定期券の購入費用の助成をすることが予算書に盛り込まれておるようでございますけれども、こういうようなこともこれから積極的な若い人がここへ移住して長きにわたってここに住んでいただくための手立てを長期的な戦略をこれから考える必要があるということをおっしゃっておりますので、参考までにきょうは述べさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。
- 議 長 2つ目の質問をお願いします。
- 6 番 2つ目の質問をさせていただきます。  
2つ目の質問は、小中学校の教育環境整備してほしいと、こういう質問でございますが、大変今は異常気象ということが言われているわけで、特に夏場の気温の上昇は著しいわけでありまして、私たちが子どものときには30度を超えるなどという数字を聞いたことがなかったような気がするんですけども、今はどちらかというと35度ぐらいを超えるのが普通のように聞こえてくるわけなので、ですからそんな中で、子どもたちが勉強をする、授業を受けています。ちなみに

話を聞きますと、小学生の集中力は約15分程度だというふうに言われておりますし、中学生でも25分程度との話もあります。これは集中力でありますので、そこへ持ってきて例えば教室が非常に温度が高くなると、もっともっと集中力は下がってくるというふうに思います。そこへ持ってきて私たちの子どもの時代よりも学習内容は、一層濃密になってきているように思える中、何とか集中力が必要なときに、暑さによる集中力の低下が懸念されるわけでありますから、これに対しての対処策として空調関係を考えられるというようなこともどうかというのですが、報道によりますと、ことし近隣の町村でもそうした環境を整えるという予算措置を考えていらっしゃるということを聞いております。どうかそのことをお考えいただければありがたいなと思いますし、また、学校のトイレの改修についてであります。さきの私どもの懇談会の中でも学校のトイレをできるだけ早く改修してやってほしいという父兄からのお話もたくさんありました。今まで白川中学校と黒川小学校はトイレの改修が終わったようでありますけれども、これからトイレの改修等についても町のお考えはどのようにあるかお伺いをしたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。

教育課長。

(教育課長 額瀨正喜君)

○ 教育課長 それでは、6番 鈴木議員の小中学校の教育環境整備についての質問に答弁いたします。

議員ご指摘のように、昨今の異常気象に近い夏の暑さは、小中学校の室内、屋外での学習活動に少なからず影響を及ぼすことは、認識をしているところであります。空調設備の小中学校の普通教室への導入につきましては、近隣町村の導入状況でありますけれども、加茂郡では、坂祝町、富加町、川辺町が設置をしております。他の町村については、現在未設置となっております。設置かかる費用につきましては、他町村の実績の例を見ますと、1教室当たり200万円ほどかかっており、仮に白川中学校に設置した場合、普通教室、あるいは特別学級教室、音楽室等合わせて大体2,500万円ほどになると多額な費用が必要になってくると思っております。また、設置後の電気料等、ランニングコストが増加することは当然のことです。

したがって、近々の設備導入については大変困難であるということで、平成28年度から始まります第5次総合計画の後期計画の中で、意見を伺いしながら考えていきたいと思っております。

後段のトイレの改修につきましては、議員ご存じのように、平成24年度には白川中学校、平成26年度には黒川小学校が完成をしております。町内の小学校

においては校舎建設後40年が経過しておりまして、トイレの改修、洋式化につきましては急務であると思っております。今後につきましては、白川小学校、蘇原小学校、佐見小学校について、順に改修していきたいと思っておりますけれども、ご存じのように国の施設整備に係る補助金の見通しが不透明な状況であります。国への要望を行い、状況を見ながら実施していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願いし答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問はありますか。

鈴木君。

○ 6 番 今お話を聞きますと、平成28年度に意見聴取をして、それから取り組みを考えるというようなお話を受けとめさせてもらってもよろしいでしょうか。ということは、幾ら早くでも平成29年度以降から30年度ぐらいになるわけですが、私が普通に考えても一番大変なのは白川中学校じゃないかなと思います。それはなぜかというと校舎の向きが、校舎が南北にあるために向きが、多分午後、強い西日を受けるわけで、あとの学校は大体東西に棟があるものですから、もし暑ければ北側の窓を開けておけば若干通気があるということで補填されると思うんですが、そういうことからいうと白川中学校の校舎の向きが非常に苛酷な向きになっておる、夏向きはというふうに思いますし、そこら辺で一番集中して学力を上げなならん中学生のときに、あの状況の中で勉強させないかんとすることは、親たちにしてみれば苦のあるところではないかと思っておりますので、そこら辺は、中学校ですからクラスごとにはないわけで、教科ごとの教室になっておると思っておりますので、たくさんの施設が要るかと思っておりますけれども、そこら辺は何か考えられましてひとつ少しずつでもいいからそういう設置を考えられるといいんじゃないかなということを思います。

異常気象は、本当に私たちは驚きであります。これは学校教育ばかりじゃない、農業に至ってもそうですけれども、そういうことですから、どうかそういう子どもたちの環境を整えるということで、前向きにひとつ早急にひとつ考えていただかないと、今危惧されておるのは子どもの数はどんどん減っていくわけで、その中で環境を整えるということは大変厳しいわけでありましてけれども、どんなふうに考えていらっしゃるかももう一度伺いして私は質問を終わりたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○ 議 長 教育課長。

○ 教育課長 ただいまの再質問についてでございますけれども、確かに白川中学校は西日が当たるということで特に7月から9月にかけては高温になるということは、まず間違いないだろうということは思っております。教室環境のいい室内で勉強して学力を伸ばしていただくということは当然必要なことであると思っておりますので、先ほども



言いましたように総合計画の後期計画の中で、なるべく早急にできればというふうに考えておりますけれども、まずはトイレの改修の方を優先してやりたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただくようよろしくお願いします。

○ 議 長 よろしいですか。

○ 6 番 わかりました。質問を終わります。

○ 議 長 6番 鈴木正次郎君の質問を終わります。  
次、8番 安江孝弘君。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思いますが、今、若手の議員さん、すばらしい質問をされて、この老人議員は大変厳しさを感じておるわけでございますけれども、私は町長の施政方針、教育長の教育方針を家に帰りましてつぶさに見させていただきました。本当にすばらしい内容がうたってございました。特に町長におかれては平成25年の夏から町長に就任していただいて、そして町長としてみんなでやろまいかというキャッチフレーズのもとにほっと一息心の癒される町づくりをしたいと。そしてまた筋の通した政治をやっていききたいと、本当にすばらしいことを言っておられると思います。また、教育長さんにおかれましては、非常にあの文書を見たときに、白川町の小中学校の児童生徒の皆さんがいろいろな面で表彰等々いただいて、そしてNHKやら、そしてまた報道機関が順次報道をされて全国に白川町の小中学校があるげなというような報道をされて、本当に頼頼教育長だからあそこまでできたんだなあとは私は思っておりますが、そしてただ一つ、一つの教育の中で、文科省が統合ではなくて趣旨が大分小規模学校からそれを合併等も考えて統合していくような教育方針も文科省から出ておるわけでございますけれども、そうしたことを踏まえながら、今後教育長さんを期待して、私はそういう状況の中で感じたわけでございます。

では、ただいまから一般質問させていただきますけれども、私の質問は本当に3名やられた中では大変お粗末でございますので、よくご理解をいただきたいと思っております。私はこの質問については、ここに本がございますが、地方創生という元岩手県の知事さんをやっておられた方が書いておられる本を参考にして、若干数字においてはしておりますので、申し添えて質問したいと思います。

本議会第1回定例会における横家町長さんの平成27年度予算案提案説明につきましては、おおよその理解と賛意を表すものであります。町長は、さまざまなビジョンを持って町民の安定した幸せな生活を切望しておられることえお、予算説明の中によくあらわれていると理解をいたしました。

さて、広報しらかわ3月号によりますと、白川町の人口2月1日現在で9, 1

58人で、先月より31人マイナスとなっております。1万人を割ったのはいつだったか、私の記憶は定かではありませんが、この3月、4月になれば、もっと減少することは間違いないと思います。

ちょっと皆さんにご紹介したいのは、先ほど申し上げました本の話でございませぬけれども、中央公論新書の地方消滅であります。地方消滅という本の中身を見て、このタイトル等を入れておりますのでご理解をいただいで考えていただきたいなと思います。タイトルは大変恐ろしいのでございますが、白川町のように人口減少が現実には起きている現在、本の内容を冷静に受けとめ参考にするを得ません。例えば国の将来ビジョンをえがく際、まず把握しておかなければならないのは人口動態でございませぬ。産業政策を初めとする国土、雇用、社会保障など、あらゆる政策は将来人口の行く末に左右されるとあり、そのまま白川町の予算計上に該当してまいります。本書は、また大変なことを白川町に警告しておるようでございます。すなわち全国市区町村別の将来推計人口という項目において、これは都道府県別に若年女性（若い女性20から39歳）、人口の減少率（2010年から2040年）が高い順に並べたものでありますが、若年女性人口の減少率が5割を超える896自治体が消滅可能都市に当たり、さらに2040年には人口1万人未満の523自治体については、消滅の可能性が高いとしております。その結果を踏まえて白川町を見ますと、掲載された岐阜県の市町村は42市町村あります。そのうち消滅可能性が最も高い市町村が5カ所ございませぬ。その5カ所の一番多いのが白川町のトップにランクされております。町長の提案説明にもありましたが、早急に戦略会議を設置し協議を行うと明記しておられ、大変心強く思っておる次第であります。具体的に数字を見ますと、2010年には若年女性の人口は642人でしたが、総人口9,530人、2040年には190人になり、総人口は4,625人と推計されておるわけでございます。

消滅可能都市の岐阜県一にランクされたこの不名誉な数字を、何とか挽回しなければなりません。私は議員においても、あすからと言わず、きょうから動くことはないかと自問自答しておるわけではありますが、一つの例として、少子化対策の一環にもつながりますが、結婚相談に協力することが結婚するための出会いの場の機会づくりなどは、町の結婚相談員の人たち、そして商工会の有志の人たちによって実行されているようでございます。もう少し積極的な展開が望まれるところでございます。一口に結婚相談といっても千差万別、婚活の難しさはなかなか容易ではありませんが、我々議員一人一人が、年間2組のカップルの世話ができたならば、そこに生まれる代償は大きいと考えます。町長の言われる宝物探しを誰かがやってくれるだろうではなくて、自分たちでやってみようではございませぬか。この問題については、議長さんをお願いしておきますけれども、議員

会でこの議員にこうしたことをやるように奨励していただきたいし、また執行部の皆様方も、1組2組もつくっていただければ白川町の人口がふえていくものと私は信じております。どうかそんな意味合いの中で私はこれからのこうした協力、町長の宝物探しはこれが一番の宝探しになるだろうと私は思っておりますので、どうかそういう意味でよろしく願いをして私の質問を終わります。よろしくお願い致します。

○ 議 長 議員会で検討したいと思っております。

質問が終わりました。答弁を求めます。

企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 それでは、8番 安江議員さんからご質問がございました結婚相談の奨励についてお答えをいたします。大変心強い言葉をいただきましてありがとうございます。お礼を申し上げます。

安江議員さんに紹介をいただきました地方消滅論につきましては、昨年の春に元総務大臣で岩手県知事でもありました増田寛也氏が座長を務められます日本創生会議が、日本全国の地方自治体ごとのデータの公表を行ったことから、マスコミが一斉に動きまして当町の方へも町長の感想を聞きたいと取材の電話があったことを今も覚えております。この増田レポートと言われます報告書には、著しい少子化と東京一極集中の持続により自治体消滅の可能性があるというものでしたが、センセーショナルなこの地方消滅の部分だけが注目されたものであります。この報告を受けまして全国の地方自治体が対応を初め、さきの国によるまち・ひと・しごと創生法に至るわけでございますけれども、岐阜県におきましては人口減少問題研究会を立ち上げ、若年女性の減少率ワースト1とされました本町におきましても委員として参画をさせていただきました。県の人口予測ではほぼピークでありました平成12年に210万7,000人でしたが、平成22年には208万人と、10年間で2万7,000人の減少となりまして、今後平成52年までの30年間にはさらに50万人が減少するとの予測をされています。日本全体におきましても、1億2,700万人の人口でしたが、2050年には1億人を割り込み、2100年には5,000万人を下回るとさえ言われております。この状態から白川町だけが人口を今のままで維持していくことは非常に難しいことであると思っております。このような日本の人口減少を食いとめるには、出生数の増加を促すか、海外からの移民政策を行うしかありませんけれども、海外からの大規模移民というのは現実的ではございません。そこで日本創成会議が打ち出したのが、ストップ少子化戦略であり、2025年に希望出生率を1.8とすることを基本目標としまして、若者が結婚し、子どもを産

み育てやすい環境づくりを行うべきとしております。

前置きが大変長くなりましたが、この出生率の上昇につきましては、日本の場合、出産が結婚と強く結びついておりまして、婚外で生まれた子どもを社会が育てるという発想が弱いために、結婚により平均して2人以上の出産があることから、決め手は結婚ということになると思います。現実には結婚しない若者がふえていることを受けとめ、地方版総合戦略の策定におけます人口減少対策の重要施策として位置付けることが必要と感じております。なかなか効果の上がる施策はすぐには思いつきませんし、テレビ等で企画をされております大規模な婚活イベントにおきましても数件の成功率のみとなっております。安江議員さんが述べられましたとおり、議員の皆さんが年間2組以上のお世話をいただければ大変ありがたいことであると思っております。ぜひともご協力いただけることをお願いいたしまして、私からの答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問はありますか。  
安江君。
- 8 番 文書を見ていますと目がぼやけて何かわからんようになってしまったわけですが、今答弁をしていただきました。答弁の内容はあのおりであろうと思いますが、この結婚というのは町長の宝物探しじゃございませんが、一番の宝なんです。子どもをつくって結婚をしていただくと子どもができるということが白川町の一番宝なんです。そして白川町がこの増田地方消滅の内容にもありますように、全国でも1番、岐阜県でももちろん1番。こんな不名誉なことはいいかげんに消さなければいかんと思っておりますが、なかなかこの数字を消すわけにはまいらんと思いますが、やっぱりこの議会がそれぐらいの気迫を持って我々町民の税金をいただいて給料をいただいております。職員もそうです。そうすると、やっぱり職員と議員が一体になって白川町のそうした未婚男性、未婚の女性、一緒になっていただいて、子どもをつくっていただくことを心から願い、そして町長が先頭になってこの推進をしていただくことをお願い申し上げて、答弁は要りません。終わります。
- 議 長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。  
ここでちょうど正午になりましたので、休憩とし、午後1時から再開したいと思いますのでよろしくお願ひします。(午前11時57分)
- 議 長 それでは、午前に引き続いて再開します。(午後1時00分)  
午前に引き続き一般質問を続けます。  
3番 服部圭子君。
- 3 番 それでは、議長のお許しが出ましたので一般質問をさせていただきます。2つの一般質問を用意しておりますが、最初の一般質問からさせていただきます。

教育懇談会で出た町民の意見について。

川崎市の事件にとどまらず、大学生の殺人など、子どもたちが被害者にも、また加害者にもなる事件が多く発生しております。どの事件も人々の暮らしが孤独化しており、子どものサインを見過ごしてしまったり、虐待による育ちがあったり、近隣の挨拶もないという中で起きてしまっているのではないかと思います。白川町ではこのようなことは考えられないことですが、対岸のこととせず、大人である私たちのやれることを探っていかなければなりません。また、それとは違いますが、先ごろ神様からの贈り物というお母さんの胎内記憶をテーマにした映画を見ることができました。3歳から5歳くらいの子どもの、産まれてくる前のことを話す子が多くいるそうです。どの子のお話でも、子どもはたくさんのお母さんをテレビで見てその中から自分のお母さんを選んでくるそうです。そして、何のために生まれてきたのという問いには、お母さんや世の中の役に立ちたいと思って生まれてきたと言うそうです。赤ちゃんとはいえ、意思を持ってこの世に生まれてくるのです。決して人を殺したい、そう思って生まれてくる子どもなどいないのです。そのような赤ちゃんのお話を聞いたお母さんたちが、子どもの接し方が優しくなったり、母親のおなかにいる赤ちゃんに対する話しかけが違ってきたり、周りの大人も赤ちゃんを意思のある人として見るようになり、とても幸せな子どもとの時間を持つようになるといった映画でした。とても非科学的な話ですが、このことによって親子がとても幸せになっていくということをお話してみえました。私たち大人と子どもは、本来、自分は親や周りや暮らす地域から愛されているのだと感じて育ち、親や大人はまた子育ての時期がとても幸せな時間だと感じる、そんな喜びの心があるはずですが、さまざまな要因によりそれらが妨げられている現実を丁寧に取り省いていくことのできる町でありたいと思うところでもあります。

さて白川町は、岐阜県下で2040年、20歳から39歳までの女性の人口が減るワースト1であります。増田レポートの消滅都市については、これまでもほかの議員さんの質問にもありましたが、もう一つのこのレポート、20歳から30歳までの女性の人口が減っていく、簡単に言いますと、女性がこの町から出ていってしまう、住みたいと思えない、そんな町ということとも言えます。また、人口も2040年は約4,000人台に、今の約9,000人の半分以下です。この日本創生会議の報告に手をこまねているわけにはいきません。しかし、一体どうすればいいのでしょうか。女性たちが住みたくなる町、白川で子育てできてよかったと言ってもらえるためには、何をしたらよいのか、このことを考え、やるべきことを実践することが白川町の未来を明るくすることだと思います。

そこで、まず当事者であります子育て中の親さんたちと対話の場を持ち、聞い

ていくことから始めるのが遠回りのように見えて近道だと考え、議会では去る2月、5地区におきまして議会と保育園、小学校、中学校のPTA役員さんに寄っていただきまして議会教育懇談会をワールドカフェで行いました。困っていること、これから望むことを共に話し合う場を持つことができました。懇談会終了後、皆様からの一言ずつを言っていただいたりアンケートをいただきました。どの地区でも、毎年このような話す場を持ってもらいたい、人の意見がとても聞けてよかった。参加者も、また議会にとりましても大変有意義に終わりました。さまざまなお意見や思いをお聞きし、議員としてこのような場を持つことは、とても大切なことと感じ、継続しなくてはならないと思うところでした。また親御さんたちは、議員さんがいる場だからこそ、今後の学校教育や地域教育環境について、何かが変わっていくだろう、進むだろうという期待を持たれた様子でした。日ごろの思いや不安を話す場がなく、こんなことを思っているのは自分だけではないかとか、子どものためにこうしたいという思いを話せた、そうやってとても喜んでいただきました。この場で参加協力くださいました各地区のPTAの役員さんにお礼申し上げます。参加してくださった皆さんの期待や、参加した議会の責任として、その中で出てきました幾つかの点について、私の考えも含め質問したいと思います。

1、黒川地区で出ましたことに、人けのなさという言葉が何度も出てきました。子どもの安全には、私は過保護かもしれないけれども、とても気を使っているという親さんの言葉が今でも脳裏を離れません。例えば2人の子が学校のスクールバスの停留所で降りる所では、1人が病院ですとか何かの都合で学校から直接帰ったとき1人になってしまうわけです。そういうときに停留所までおばあちゃんにとか、家の方にお迎えをしてもらうようにしているということです。子どもが1人で家まで帰ってくる時にとても不安に思い、大人と一緒に帰ってくるようにしているということです。昨今の社会情勢は、田舎といえども、道路事情がよくなり、四方八方から通じるようになっており、見知らぬ人、または動物のクマですとかサルといった動物に遭遇することもあり、大変親さんの不安があるということをお話しくださいました。一昔前ですと地域の方々が畑にいたり、子どもも集落には何人もいたという時代と違って、一緒に登校する分団もなく、見守る大人の目も急激に少なくなっていることを改めて知りました。スクールバスの乗降場所は、保護者との話し合いの中で臨機応変に組まれていることと思いますが、住宅条件もバス停に遠い、近いとあります。人けの少ない所を通る場合が多い時代となっております。悲惨な事故も新聞紙上では起きております。より一層、小学生が安全に登下校できるよう、保護者や地域と連携をとって、子どもたちの安全を確保いただきたいと思います。子ども110番なども地域の環境の

変化があると思います。家庭だけでは守れない子どもの安全です。子どもたちとの日ごろからの地域とのかかわりを人口が少なくなって子どもへの目が行き届かなくなっていることを、また再認識する必要があると思います。その認識の上に立って登下校の安全対策、地域に子どもを守り頼っていける場所が必要ではないかと思えます。人口減に伴います登下校や地域で過ごす時間の安全対策を保護者と一緒に見直していくことが必要だと思いますがいかがでしょうか。

2つ目の質問は、遊び場がほしいという声が多くありました。夏休み、冬休み、思いっきり遊べる遊び場がほしいと。白川町には児童館がございません。公園もありません。安心して思いっきり遊ぶ、集う場所が子どもには本当に必要です。子どもの数が減り、昔でしたら遊び相手があったので、どこでも山や川、田んぼなどどこでも遊び場になったでしょう。しかし、子どもが少なくなっておりますので、1人や2人で山に入ったり、そんなことは心配です。先ほどの人けのない地域という状態があるからです。友達の家も遠く、ゲームや一人遊びが主になってきます。子どもは思いっきり遊ぶのが栄養です。公園が欲しいという声は昔からありますが、欲しい欲しいと思っても子どもも中学生になってくると使う必要もなくなり、簡単に実現することではないので、そのほかのことに目が行ってしまい地域にもなかなか公園が実現しないのです。子どもが外遊びをするためには、時間、空間、仲間という3つの間が必要と言われていています。昔に比べて外で遊ぶ時間が少なくなっているのは自明です。近所に住む子どもが減少しています。白川町では、子どもだけの遊び空間を確保してあげることが必要になってきていると思えます。町は、地域に合った利用しやすく遊具のある、子どもが安心して遊び喜ぶ遊び場を実現する必要があるのではないかと考えます。このことについて対応していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

また、遊び場のことだけでなく、遊び場として広く加茂郡に目を移しても、親子が遊びに行けるといふ公園がないようです。白川町の島地区にも楽しい親子遊び場ができれば町外からも白川町に親子で遊びに来るのではないかと、そんな意見もいただきました。この地域の遊び場について、そして親子で遊びに行けるような大きなアスレチックなど、そのような遊び場についてもお考えをお聞きしたいと思えます。

3番、複式学級の学校は、もう小規模校という域を超えている、そんな言葉もありました。教育委員会は、子どもの豊かな発達のために、統合をよりリスクなく行うために話し合いの場づくりを早急に持つことが必要だと考えました。懇談会では、中学生の教育環境としては余りにも少ない人数ではないか、大丈夫なのかという不安や心配を抱えている親御さんたちがおられました。特に佐見で、一学年が6名といったクラスの親御さんたちから不安の声がありました。懇談会で

は現中学校の親さんから、小規模校ならではの校外活動や他校への訪問、合唱の小中一貫教育などのよさを聞いて、少し実態がわかって安心されたという気持ちも起こっておられました。でも、やっぱり不安がある。統合について、こういった話をするのも今までできなかったので、話をする機会もなかったので不安を抱えたままだったというような言葉でした。佐見中学校では、平成27年度の生徒数は26名です。1学年11名、2学年が9名、3学年が8名となります。しかし、平成30年になると全校で18名となります。その後、7年間17名から18名を推移していきます。ただ、美濃加茂中学などの町外中学を志望する子もいますので、生徒数が1学年6人、5人、または4人となることも予想されます。このような状況では、伝統の合唱も、友達も、部活動の選択も、または中学校でいろんなことを体験させてやりたいという子を持つ親の気持ちのことを思うと、非常に難しくなってきます。白川中学校に通わせたいという思いが、この少数の学年の親さんの中にはあるのも痛いほどわかりました。地域では、中学校がなくなると寂しくなる。地域にとってこの学校というのは地域づくりの核となる、そんな声が聞こえます。しかし、地域とのつながりを大切にする活動は残していく、そして統合のデメリットについてしっかりと向き合う準備をしていくことでこのようなことが回避できないでしょうか。これは一親さんの言葉でしたが、大変深い思いだと思います。教育長さんは、これまでの何度かの議会での統合についての質問で、小規模校の特徴を生かした、生かしていくという点と、地域とのコンセンサスをという文言で回答されています。今回の提案説明でも青少年育成協議会などとの話し合いという文言が出てきます。私が議員になる前の2、3年前に佐見では、役員さんと教育長さん等の中で統合などについて少し話し合ったことがあると聞いております。しかし、一昨年も昨年も教育長は、このような話し合いの場を持つというような努力をされていたのでしょうか。非常に疑問があります。今回、父兄の方が思っても言う場所がないとこぼされました。子どもが豊かな教育や体験をしながら豊かに志を持って育っていくために、立場の違う大人たちで子どものために考え合っていくことこそ、統合問題に限らずやっていかなくてはならないと考えます。今回も、ワールドカフェの手法をとりました。普通の会議では、発言に緊張します。多くの意見を交わし合うことができませんが、このやり方では少人数なので人の意見もじっくりと聞けますし、話しやすいのです。そういった中での会話をしながら、子どもたちにとってを第一に考え進めるべきことを進めることが大切だと考えます。教育長のお考えをお聞きしたいです。

4つ目のご意見です。これは高校生についての質問です。高校生になりますと通学にかかる時間、お金の負担が一気に多くなります。病院も通常の負担になり、高校生が勉学の機会を安心して得るために親の負担を金銭面で支援してほしいと



いう要望が強くありました。さきには議会から高校生の支援について要望いたしました。今回の予算に年間2万円支援が組み込まれております。定期券の支援ですね。しかしながら今回の教育懇談会では、特に遠方通学の佐見、黒川から通学支援が欲しいとの要望が強くありました。遠方なので駅までの送り迎えも負担が大きいのしかかっています。どうしても町外に行こうか、または通わせようかなどの岐路に立たされます。そして、高校をきっかけに経済的にも川辺町あたりに住む方がいいのではと思って町外へ転出される方もおります。白川に住み続けていただくためにも高校生への通学支援を最優先として増額ください。ちなみに、やはり遠方通学の東白川では、約5,000円から1万円の通学支援があります。下宿者にも3,000円の支援があります。隣の村でやっていることですので、我が町ならではの不便さを少しでも多く解消されるよう高校生への通学支援増額をお願いしたいと思います。また関連ですが、美濃加茂市には昔から高校生の住む下宿屋さんがあったそうです。今では子どもたちの下宿はほとんどなく、遠方の学校へは本当に大変な思いをされています。美濃加茂市に白川町営の下宿があればというような意見が懇談会でありました。検討するべきと考えますがいかがでしょうか。

最後の質問になりますが、白川町の陸上競技記録大会、小学校で行っておりますについてお尋ねします。来年度から40年以上続いているこの大会を中止しして、公式のドッジボールにすると聞いております。実は、この懇談会の中で多くの親さんから、伝統なので続けてほしい、種目を減らすなどの工夫で持続していただけないだろうかなど、今年でやめますという理由がなかなか納得できていないというようなご意見をお聞きしました。また、なぜドッジボールなのかというような意見もありました。ドッジボールをまたするということになると、子どもたちの新たな挑戦というのもあるかと思いますが、その辺のドッジボールというところの意義もお答えしていただきたいと思います。

以上、教育懇談会に出ました中から幾つかの質問させていただきました。よろしくお願いたします。

○ 議長 質問が終わりました。

1番、2番、5番の質問については教育課長、3番の質問については教育長、4番については町長、それぞれ答弁を求めます。

(教育課長 瀨瀬正喜君)

○ 教育課長 それでは、3番 服部議員の①の質問、登下校時等の安全対策について答弁いたします。

広大な町域に集落、住家が点在する白川町では、子どもたちの登下校の安全対策は重要な課題であります。小学校では、現在全ての学校で1年生から6年生ま

での集団登下校を行っております。児童数の減少により少人数で登下校することが多く、自宅に着くまでには人けのないところを相当な距離一人で歩いている子どもも少なくはありません。交通安全はもちろんですが、不審者に対する注意も必要であり、子どもたちには学校で十分な指導を行うとともに、通学路の点検や防犯グッズを配付するなど安全対策を行っていますが、行政や学校だけで十分な安全対策ができるものではありません。近年は、各地域でさまざまな人たちによる見守り活動が積極的に行われており、地域全体で子どもたちを見守るという意識が高まってきていることは、大変心強いことでもあります。

通学手段については、国の遠距離通学の基準となる小学校で4キロ、中学校で6キロ以上の通学距離の児童生徒は、原則としてスクールバス、または濃飛バスを利用しています。通学環境の変化によりスクールバスの利用区域の拡大や運行経路の変更の要望も出ておることは確かであります。これらについては、全ての要望にこたえることは大変困難だと思いますが、各小中学校下の地域で十分検討していただいた上で、無理のない範囲で対応しているところもあります。今後も、ご意見を伺いながら、可能な限り対応していきたいと考えております。

また、全国で、先ほど服部議員が言われましたように登下校中の児童生徒の事件事故が相次いで発生しており、通学路の安全確保に向けて全国的な取り組みとして推進体制の構築であるとか、基本的方針の策定が義務づけられました。町では、通学路安全推進会議、この構成メンバーにつきましては、学校、教育委員会もちろん、町でいいますと建設環境課、あるいは可茂土木事務所、国道事務所、そしてPTA関係者とで構成する会議でありますけれども、関係機関が協議、連携して児童生徒が安全に通学できるよう、環境を整えていきたいと考えております。

いずれにしても、登下校に限らず子どもたちの安全は、家庭や学校、地域、そして行政と民間、社会全体で守っていかなければなりません。今後も議員各位、町民の皆様の一層のご協力をお願いし、答弁いたします。

続きまして、②の質問、子どもたちの遊び場についてお答えをいたします

議員ご指摘のとおり、以前は子どもの数も多く集団での遊びがあり、高学年がリーダーとなって、山や川、田んぼなどで汗を流しながら遊んでいました。近年では、子どもの数も減少して、ファミコンやテレビゲームなどの影響で集団で遊ぶ機会が少なくなっていることは事実であります。身近で安心して、みんなで遊ぶことのできる遊び場の必要性は重要であると考えます。しかしながら、新しく遊び場を整備することは、土地の確保、あるいは子どもたちが立ち寄りやすい場所等、多額な経費も必要であり困難であると考えます。

そこで、小学校の校庭や既存の施設、クオーレの里や大野台パークなどを利用

し、必要に応じて遊具などの整備も図りながら遊び場環境を整えることや、設置後の管理も考えながら、子どもたちが安全で利用しやすい施設整備を考えていきたいと思っておりますので、何かいいご提案がありましたらご提案いただきますようお願いし、この件について答弁とさせていただきます。

最後の質問、小学校の陸上大会、詳しくは町小学校体育大会とっておりますけれども、毎年10月に町学校教育会主催で開催しております。小学校体育大会については、議員ご指摘のように今年度を最後に、来年度からはドッジボール大会に変更となりました。この背景には、学校の体育授業の中で限られた競技の練習をしているため7種目全ての競技に対応するには時間数が超過してしまうこと、あるいは競技を指導する先生方が不足していること、児童数の減少により全競技への全ての小学校のエントリーが不可能になってきたこと等の理由にが上げられ、主催する学校教育会において、前年から開催方法について何回か協議を重ねられて、一部競技種目の廃止や、リレー競技において男女それぞれのチームが出場できない学校もあることから男女混合でリレー競技が行なわれるなどの方法で実施されてきましたが、今後さらなる児童数の減少、複式学級の増加などが予想され、学校教育会、町校長会において今年度をもって陸上大会を廃止し、学校対抗のドッジボール大会に移行することとなりました。また、ドッジボールへ変更したことで児童の競技の対応についてご心配をされているようでございますが、ドッジボールについて、やはり団体ゲーム、チームワークを大切にしたい協議でありまして、この競技変更を受けて各小学校では既に来年度へ向けて初代チャンピオンを目標に練習に取り組んでおり心配はないと考えております。

以上で答弁といたします。よろしく申し上げます。

○ 議 長 3番の質問について、教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 服部議員の3番の質問にお答えします。

話し合いの場をつくる必要があるというお考えに私も同感です。平成23年度に策定されました白川町第5次総合計画には、次のようにあります。小学校5校、中学校3校の学校配置については、少人数のよさと弱点を見きわめた教育を推進し、複式学級化や個別支援対応の加配教員の確保に努めながら、本計画期間中は、原則的に現体制を維持する。ただし、本計画の後半期において、諸般の情勢により一部学校の再編成について検討に入る可能性は排除しない。このように、教育委員会としては、この総合計画に従って、現在、粛々と進めています。つまり、現体制を維持する中で、少人数のよさと弱点を見きわめた教育を推進することと、再編成について検討に入る可能性は排除しないというスタンスで進めているということです。ご理解を賜りたいと思っております。

複式学級は、国の法律に基づいて編制するもので、国の認めた正式な学級であります。また、この1月に国が示しました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引には、小規模であるメリットを生かしながら、デメリットを工夫改善するようにとおっしゃっています。まさに第5次総合計画で本町が示したことと同じことを言っています。複式学級は、昭和33年、義務教育水準の全国的な維持、向上に資することを目的として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に、学級編制基準について、同学年編制の場合のほか、複式編制の標準として示しています。すなわち複式学級は、国の法律で定められた正規の学級編制であります。本町では、平成27年度、佐見小学校と白川北小学校において、2学級が複式学級として編制することになります。過去、こういう学級編制となりますと複式授業を行ってきました。例えば、5年、6年生複式学級の授業で、担任教師が5年生を指導しているときに、6年生には課題を与えて自習をさせるというものです。そして、しばらくしてから、その逆の指導形態にするというものです。それを複式授業と言います。1時間の中で、教師の指導を受けたり、1人で自習をしたりする授業のことです。本年度、佐見小学校は2学級が複式学級でした。この佐見小学校では、複式学級として学級編制をしましたが、複式の授業は、全く行っておりません。それどころか、佐見中学校の教科専門教員が、高学年を中心に専門教科を指導する教科担任制を高学年の一部教科に導入しています。佐見小学校では、国語、算数、社会、音楽の授業を中学校の免許のある教員が指導しています。理科においては、佐見中学校で退職した教員が、3年生から6年生の理科を指導しています。彼は授業中、白衣を着て授業を行いますので、子どもたちは博士に勉強を教えてもらっていると評判になったと聞いております。来年度は、小学校の英語活動を中学校の専門教員が指導する予定です。5年間にわたる英語の一貫教育がスタートします。先日、佐見中学校で3年生英語の最後の授業を、1年生、2年生の生徒が参観しました。授業の始めから終わりまでオールイングリッシュであったと校長より報告がありました。英語の担当教師が、きょうの授業の課題を黒板に日本語で書こうとしましたら、生徒が「英語でね」と英語で指摘したという話も聞きました。オールイングリッシュなどの授業は、大規模校においては、大人数のため大変難しい状況があると言われております。小規模だからできるということを最大限に生かし、英語の一貫教育を追究していきたいと思っています。このように佐見においては、文科省が推奨している小中一貫教育の礎ができつつあります。佐見小中一貫校、いわゆる佐見学園構想が実現できる条件が整いつつあります。学校を統合するにしても、しないにしても、また、小中一貫教育や教科担任制など本格的に導入し、佐見学園構想なるものを実現するにしないにしても、地域の人々が、何を選び、

どのようなコンセンサスを得られるのかということが一つの鍵となります。そのためには、コンセンサスづくりの取り組みが重要となってきます。佐見地区の将来に禍根を残すことのないように、責任を持って慎重に事を運ばねばならないと思っております。これはほかの地区でも同様です。

第5次総合計画で示しました後半期間は、平成28年度からになります。その計画にありますように、そのための動きを前半期間最後の平成27年度からつくりたいと思っております。佐見地区においては、佐見の子どもの将来を考える会が、平成23年ごろ自主的に地域の発案で組織的に開かれるようになったと聞いております。その組織には、町議会議員や自治協議会長、副自治協議会長、教育委員、社会教育委員、民生委員代表、佐見保育園長、佐見保育園保護者会長、佐見小中学校長、佐見小中PTA会長、佐見地区公民館長の皆様がお集まりになって、真剣に話し合いがなされたと聞いております。平成26年度には開催されなかったようですが、私は平成24年に参加しました。いろいろなご意見があるという認識を持って帰ってきました。この会に参加し、このような組織によって地域主体の組織的なコンセンサスづくりが重要であるという認識を改めて感じとった次第です。こういった組織的な動きの中で、地域のコンセンサスが得られることが大切だと思います。各地区において有意義な会が継続して開かれますよう教育委員会としても、支援をしていきたいと思っております。ご理解を賜りご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

○ 議長 町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町長 それでは、4番目の高校生に対する支援についてを答弁させていただきます。

白川口駅での定期券の購入状況から把握しておりますと、JRを利用する高校生の人数は190人ほどとなっています。ご存じのとおり美濃加茂市方面への高校生通学バスは、白川高校の閉鎖に伴う美濃加茂市方面への利便を図ることを目的に、平成22年から運行を開始し5年が経過しようとしております。部活動などの影響から、平均乗車人員は15人程度にとどまっており、美濃加茂市方面へ通学する大半の高校生と、飛騨方面へ通学する高校生はJRを利用されている状況となっています。このような状況から、議会からの要望もあり、平成27年度にJRを利用される高校生に対し助成を行うため、さきの補正予算により財政措置をお認めいただいたところでございます。

さて、質問にございます高校生への通学支援の増額の件でございますが、美濃加茂市方面への高校生通学バスの見直しを利用者のある東白川村とも協議しながら平成27年度に予定しており、その結果によりJRと町内路線バスの助成について再検討することといたしております。また、下宿の支援につきまして、東白

川村の例を挙げておられますが、東白川村では70人ほどの高校生のうち半分以上が下宿、寮などを利用されているとのこととあります。本町の場合は、270人ほどの高校生のうち190人が通学をしており、80人ほどが下宿や寮に入られているというふうに思われますが、岐阜市周辺、あるいは東濃、愛知など遠方の高校進学をされた方が大半であります。また、ことし東白川村から高校進学のため、三川の住宅に入居される方があります。町内にJRの駅があることはありがたいことであると感じておるところでございます。

高校進学については、それぞれの事情があり、確かに遠方からの通学が困難なため下宿をされる方もあろうかと思いますが、スポーツのための進学や親御さんの意向などにより、自宅からの通学が不可能な遠方の高校へ進学される方もあろうと思います。そういった事情を区別することは容易ではなく、町内に住まれ通学しておられる高校生に対しての助成を行うこととしておりまして、通学困難者の下宿などに対し、一律に助成をすることは今のところは考えておりません。

地域総合戦略の先行型としてUターンいただける大学、短大進学者の奨学金の償還に対する助成制度を予定しておりますが、必要であれば高校生に対しても将来的に町内で住んでいただける方を対象とした奨学金制度のようなものを検討する必要はあるかと思えます。地域版総合戦略策定の中で、今後検討していく課題であるというふうに考えております。

- 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。  
3番。
- 3番 まず、時間のほうが、もう一つ質問がありますので、簡単にさせていただきたいんですが、3番の統合の件についてですが、教育長のお話、再三教育長は、小規模のことですとか複式学級についても、今お話しいただいてより一層今の教育体制に対しての信頼というものが深まることができましたので、非常に心強く思いました。けれど、統合については平成23年、24年とあったと言いますが、きょう私の質問の中でわかっていただきたいんですが、この教育懇談会をワールドカフェというような形で行ったこと、それから親御さんたちだけでお話を伺ったことです。それは、今までの地域のいろいろな役職の方々で物事を考えるという、その人たちがほとんど90%以上を占め、PTAの役員さんたちが少し入っているというような組織での統合を考える考え方というのは、どうしても今の現実の親御さんたちの不安ですとか、そういうものと対応しているとは、私は十分対応できているとは思いません。それで、そういう話し合う場がない、それは議会の方で今回持ったことで、非常に高校生助成についても、今の高校生の方が言っているんじゃないんですよ。小学生の子どもさんを持っている親さんが、高校に行ったらお金がかかるなどか、そういうふうに思っているわけですね。今の保

育園の親さんたちが中学校のときには、自分たちは今は合唱ができていますが、でもできないんじゃないかというふうな不安を持っているということが拾えたんですね。そういった拾い方をもう一度コンセンサスという言葉ではなく、違ったやり方で地道に皆さんが統合じゃないのならどんな形があるのかということまで含めてできるように、やはりその辺の前期の書かれている再編について、排除しない。ですけれども、積極的にそのことを教育長さんが入って、今まで教育長さんはワールドカフェというのは去年から始まってきたわけなんですけど、それを経験しておられますでしょうか。でしたら、まずは最短の行われるワールドカフェには必ず教育長さんには出ていただきたいです。そういう中で、対話の町づくり、または教育づくりということを含めて考えを持っていただきたいということをお願いしたいと思います。特にこれは答弁は要りませんので、お願いします。

そして、高校生への支援について質問します。

今申し上げましたが、現在の高校生の親さんたちからもちろん助かるなあという声はあります。でも、この教育懇談会で出た意見は、小学生の親さんたちが、高校へ行ったらやっぱり出ていけなくちゃいけないんだろうとか、そういうふうに考えてみえる言葉が拾えたということなんです。高校生というのは、あと5年、または7、8年したら社会人になるんですね。そして白川町に住んでくれる子どもさんという年齢なんです。これは高校生への支援というのは、人口減少対策としても重要だということです。もう一つは、どの子も親の経済状態にかかわらずしっかりと高校の教育を受けさせていくという大切な教育の受ける権利保障という面にもかかわってくるわけです。東白川村と比較しましたが、町でいけば、例えば川辺町に住めば学校までの時間が30分になり、交通費も少なくなるわけですね。同じ高校生の子どもなのに、その親さんが教育のために払う金額が違って来るわけです。このような重要な人口減少対策、それから高校生の教育の機会を受ける機会をきちっと保障してあげる、高校生は自分で働けないですからね。収入も親の収入に左右されるわけですから、そこを保障するというのは決して個人的な支援でないということを強く思うんです。本当に高校生になると親は必死に働いています。女性ももちろん働いています。少しでも学費ですとか、それに追われ行っています。先日、ある卒業式で高校生には君たち中学生3年生で卒業したら、今度は町の方から年に2万円の定期代の補助がありますよということをお話されたんです。そうしたら、私が座っていました隣ですとか、高齢者の方、役員をされている方々が、月やないんかと、年なんかと言って声を漏らされたんです。つまり、高校生を持っておられる親さんだけではなくて、高齢の皆さんが高校へ行くときの負担というのをすごく感じておられるということを感じました。ですので、これまで高校生にはなかなか医療費も無料ではありませんし、

今回2万円ということをやっているんですけども、まだまだこれは多くはないんだということをお伝えして、高校生への交通費、教育の保障のための高校生の学業支援のための増額を行っていただきたいと思います。このことについては、済みませんがちょっとだけお願いします。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。

○ 町 長 この問題につきましては、私も高校生のころは下宿もいたしておりましたし、私の子どもたちもみんな下宿生活をしておりました。大変苦しい中で子どもたち、また私も苦しい中出していただいたんだなということを感じておるわけでございます。そのことでございまして、確かに苦しい、特に子どもたちの通学費にかかる費用というのは、大変生活の中で占める割合というのが大変高いなということは認識をいたしております。それがありましたからこそ、今回とりあえず2万円という形で出ささせていただきました。決して、それが家計にとって年間2万円ですので、そんなに助かる金額ではないだろうというふうには思っておりますけれども、それは別としまして、まず私どもが応援をしておるという気持ちをまず酌んでいただきたいなというふうにも思います。来年度からにつきましても、できれば予算の許す限り助成をしてまいれたらいいなというふうに思いますし、先ほど答弁しましたような形の中で、切るべきところ、どこかで予算を用意してこなければいけないものですから、切るものを転換できればさらに今の3倍くらいの予算措置ができるんじゃないかということを思っております。

それから、下宿の問題もございます。先ほどの中でありましたんですが、当然美濃加茂市方面にも空き家とかいろんなものも出てくると思っていますので、そんなものが民間の力でかりられればいいかなというようなことも考えております。以上でございます。

○ 議 長 再々質問ありますか。

3番。

○ 3 番 ありがとうございます。考え方によっては3倍ぐらいということもできるそうなので、一生懸命頑張って予算審議をしたいと思います。

あと10分で2番目の質問をしたいと思います。

○ 議 長 次の質問ですね。

○ 3 番 はい。

私は、町職員、町民の人材育成こそ地方創生の源泉と考えます。町長の提案説明で、かくすればかくなることと知りながらやむにやまれぬ大和魂と詠んだ吉田松陰ですが、牢から出てきて始めた塾が有名な松下村塾で、明治の時代を動かす人物を生み出しました。町長は、地方創生の今の時代を宝物探しから始めようとされました。そして、次にはふるさとづくり運動だと言われましたが、どのよう



な町にするのでしょうか。過去の上に新たに創生すること、このためには人が要であることは明らかです。その人づくりの第一は町職員ではないでしょうか。職員は町を創生する担い手です。

そこで、職員の人材育成について質問いたします。多治見市、高山市では人材育成職員研修計画、または人材育成基本方針がありました。さすが市ですからこのようなものがあるんですね。そこでは、まさに市民に役立つ職員、市民連携と行財政基盤の強化できるよう、市民サービスの向上を目指し、その基本の人材育成に取り組んでいます。幾つかの主だった研修について白川町でも取り入れるべきと思い、私の考えも含め提案いたします。

おもてなしリーダーへの研修、接遇という名でわかりやすいでしょうか。先ほど白川町でも、やはり職員の中で接遇という名の研修があったということをお聞きしまして、私の質問は時間差があってしまったんですけれども、またメンタルヘルスや大人の発達障害についてなど、今の時代に即した研修を新しく取り込むことを重要視されています。また、民間企業での研修や、農務係は例えば農家での研修、林務係は林業での研修、女性たちには女性差別やハラスメント、リーダーになる研修を受けさせるなどが白川町の課題には必要な職員の資質だと思います。特に接遇、女性のリーダー養成、町民と協働できる職員づくりを進めるべきだと思いますが、職員の人材育成についてどのような方針を持っているのかを質問いたします。また、白川町も人材育成方針や計画をつくる必要があると思いたすがいかがでしょうか。

職員の人材育成については第一ですが、職員だけでは町の危機は乗り越えられないということをご周知のとおりです。町長の掲げております、みんなでやろまいか、つまり町民との協働の町づくりは、町民との協働によって白川町が発展していくために、町民もまた町を担う人材として磨かれる喜びを持った町であることが必要だと考えます。しかし、横家町長の思いを確実に白川町の町創生につなげるためには、吉田松陰の始めた塾のような人づくり、人材育成への投資をし、創生の源泉を町のあちらこちらにつくることが肝要だと思います。以下AからFに挙げますことについて研修や講演会、視察といった学びを奨励する窓口を公表し、学び予算を組むことを提案し、質問いたします。

A、里山資本主義～しなやかな社会でなくてはならない～は、町長がたびたび言葉にする地方が生き生きとする奇跡が起きる道筋をえがいた本ですが、町民の意識の中には全く入っておりません。全くとはちょっと言い過ぎですね。余り入っておりません。私もこの考えを学びたいと思いますが、お話を聞く機会には恵まれません。もし、町長さんがこの考えを取り入れようとするならば、まずは浸透させなくてはなりません。先生にお越しいただいて各地区に話してもらおうとか、

そのようなことをして推し進めてください。

B、提案説明では全く出てきませんし予算の中でも伺えませんでした。これまでも何度も質問してきましたが、国の基準を守って使用しているとはいえ、遺伝子組み換えや農薬、放射能に汚染されていき始めている日本の農業は、子どもたちの命を守る食べ物として、未来に対して大変不安を持つものであります。安全な農産物をつくろうとする農業を進めなくてはならないのが、今私たちの大人の責任ではないでしょうか。山間地では効率化よりも、物語のある農産品ができますし、そういったものを売り出すのが大変大事です。県の地域創生の指導でも、白川町はオーガニックを進めなさいというようなことを聞いていますが、それほど簡単なものではありません。やはり勉強と研さんが必要なのです。一部からでも町内外の先達からの指導を基礎に白川町に広めなくてはなりません。やはり研修の場、費用の投資が必要です。

C、そしてお茶や白川にしかない麦飯石、ヒノキ、ヒノキの家、みそやシイタケ、お米なども販売力が要ります。この販売力も勉強する必要があります。

D、お茶に至っては、佐見では気候的にも不利なので、お茶にかわる作物も試作しなくてはならないような声が聞こえています。やはり勉強が必要です。また、女性の住みたくなる町にはなくてはならないのが、働く場や、先ほどのスモールビジネス、起業への支援です。これもスキルを身につけなくてはなりません。また、法律や政治参加にも目を向けていただくためにも学びの機会が必要です。

F、そして、昨年住民の方々の気持ちや意見が交換されたワールドカフェですが、まだまだホストを養成しなくてはなりません。ワールドカフェでは、町民の意見を聞くために、そして町民と議会や行政との距離が縮まったりと、その効果は言葉の数を拾っていただければ驚きの効果だと思います。全てはワールドカフェホスト養成講座を町が開いたことが非常に重要なのです。ただワールドカフェという名前ですらやればよいということではありません。ホストという人材が育ったのでその役割がわかっているから効果があったのです。ここのご提案したいと思います。ですから去年実践しました方には、ホストとして町長みずからホストとしての認定していただいたり、引き続きホスト養成講座を必ず開いていただきたいと思います。安心安全で話せる場は、認知症カフェですとか、子どもカフェ、ママカフェ、こんなようなところで大いに効果が期待できます。ワールドカフェ先進地として、この手法を町の宝としていただきたい。

以上、学ぶ喜びを持てる町そのものが大変な町づくりになりますが、町創生の人材ができれば、あとはみんなでやろまいか、このような学びの時間ですが、時間がとても少なく、少しはしよりさせていただきますが、このような具体的な

場面について、町民の人材育成、それから町職員の人材育成研修について答弁を  
していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

- 議 長 服部議員、時間が1時間という制限がありますので、要領よく、ちょっと長過  
ぎますね。内容をうまくやるときちっと質問ができると思います。

答弁を求めます。

総務課長。

(総務課長 今井智也君)

- 総務課長 3番服部議員の町職員の人材育成については、研修担当課である私の方から答  
弁させていただきます。

議員の言われるとおり地方創生が声高々に叫ばれる昨今、自治体職員には、こ  
れまで以上に高い使命感を持ち、時代を見通す力や政策形成能力など、変革の時  
代に対応するためのさまざまな能力が求められています。町におきましても、町  
づくりの担い手である町職員の資質の向上、能力開発の必要性については早くか  
ら認識しており、かねてから人材育成には積極的に取り組んでいるところでござ  
います。町の人材育成基本方針に基づき、毎年度、職員研修計画を策定し、でき  
得る限り職員に研修参加の機会を与えております。平成26年度は、県の職員研  
修センターでの研修を中心に、滋賀県の国際文化研修所、美濃加茂市との定住自  
立圏事業による研修などに80名を超える職員を参加させており、平成27年度  
も引き続き参加を予定しております。新規採用から課長級まで、各階級ごとの研  
修はもとより、条例や公文書、契約事務といった専門研修や、プレゼンテーショ  
ン能力向上、メンタルタフネス講座、女性職員のキャリア開発など、その時々、  
その職員にあったタイムリーな研修への参加を心がけているところです。各課に  
おいても、担当業務に関するより専門的な研修に随時参加させ、多種で高度な専  
門能力や特定分野における高度な業務に対応できる能力の育成に努めています。  
そのほかでは、地域活性化センターが主催する1年を通しての研修である地域リ  
ーダー塾や、J Cが主催する青年の船 とうかい号など、長期の研修にも毎年数  
名を参加させ、人脈形成や広い視野でまちづくりを考える機会を与えております。  
また、先月には住民サービスの基本を原点に戻って学ぶ目的で、あいさつ、身だ  
しなみ、電話応対等について学ぶ接遇研修も実施したところです。個人個人が研  
修に参加するだけでなく、研修の成果が上がるよう、職場全体で学んだ事柄を生  
かす仕組みづくりなどにも意を注ぎながら、また議員提案の研修参加についても  
検討しながら、直面する多くの課題に対応するため職員の知識、能力の開発に今  
後とも積極的に取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご支援をお願いい  
たします。なお、新しい人事評価制度の導入に平成27年度から取り組んでまい  
りますので、人材育成方針については、人事管理と人材育成をあわせた方針への

見直しを予定しておりますことを申し添えて、町職員の人材育成についての答弁とさせていただきます。

○ 議 長 次に、企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 服部議員さんの質問のうち、私の方からは町民の研修活動の部分についてお答えをいたします。

全国のまちづくりの先進的な事例には、必ずキーマンとなる方がお見えになりまして、そういった方を中心として周囲に活躍されている人たちがおいでになります。そういった人材を育成することは、地域創生の観点からも重要なことであると認識をしております。知らなかった知識や事例を学ぶことで、眠れる能力が開花することがあるかもしれませんし、そのきっかけづくりが必要となってまいります。しかしながら、行政主導により、学ぶ人に依頼する形で開催する人材育成では、そういった意識は生まれにくいと思います。同じ意志を持つ人が集い、その中で学びたい意識があることが、一番長続きし強いと思います。

さて、講師の謝礼に使える費用を500万円ほど予算化するというご提案でございますが、講師謝金もさまざまであり、50万円以上必要な方もあれば、場合によっては交通費だけで来ていただける方もあります。町には、住民の自発的な活動の振興と地域の活性化を図るための補助金として、まちおこし推進事業補助金というものがございます。この補助金は、イベント振興事業、まちおこし文化事業、活性化資源調査研究事業などを助成していくもので、事業ごとに補助金額が定められておりますが、内容によっては活用ができると思います。

次の総合的な研修の窓口の設置についてですけれども、さまざまな分野の学ぶ場を一つの窓口で行うには、担当する職員にも相当広い範囲の知識を必要としますし、その負担もかなり大きくなると思います。現在の体制ではなかなか難しいかなと思っております。

6つの具体的な学びの内容を挙げていただいておりますが、それぞれの分野には対応する担当課がありますし、活動団体に助成される交付金の中にはそういった学びのための費用が支援されている場合もあると思います。何かしらの目的を持って研修し、その学びを生かそうとした場合、総合窓口だけでは対応はできません。専門の担当課でその後の支援も対応する必要があると思います。昨年4月に企画課が組織されまして、行政とNPOさんとの関係づくりも、少しずつではありますができつつあります。企画課の職員も積極的にそういった人たちと関わろうとしております。今までの行政が関わったのは、団体等から支援を求められた場合が大半であり、財政的な面も含めて自主的に活動されている団体の方たちとは接点が余りありませんでした。急激に変化していく時代に対応していくには、

官民の協同が必要になってくると思います。総合的な研修助成金を含めた窓口を設置することは、今は考えておりませんが、各種の補助や助成制度を分野別にまとめたような情報については、今後提供していく必要があるかと考えております。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

- 議長 3番 服部圭子君の質問を終わります。  
次に、1番 渡邊昌俊君の質問を許します。  
(5番 渡邊昌俊君)

- 5番 議長さんのお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

私も2件ございますが、1件目の人口減と過疎対策について。午前中に安江議員も述べられたような内容でございますが、私は違った意味からひとつ提案的な質問をさせていただきます。

白川町の人口は、もうすぐ9,000人を割ろうとしております。昨年、日本創生会議において、消滅可能性都市が県内に17市町村あるとの試算が公表されました。これは先ほど来、話が出ておりますので皆さんご承知のことと思いますけれども、それによると2040年には、白川町は自治体として成り立たなくなる。消滅するかもとの大変ショッキングな、これは新聞記事であります。2040年という、あと25年先であります。これは、全国的に人口減少と地方の過疎が急激に進行しているという警告を出されたものであります。今それを見据えて何も手立ての施策をとらないとそうなるかもとの学者による試算であります。国も一極集中、それから地方から都市への人口の流れを変えなきゃいかんということで、地方創生担当大臣まで創設し、地方は何かアイデアを今のうちに出して創生に努めなさいということになっています。それを受けまして地方の各自治体は、どこも決まったように子育て支援の充実策に翻弄して競っているような感じを受けます。白川町も、保育料の無料化、義務教育終了までの医療費無料、出生児の1子から3子までのお祝いをする出産育児給付金制度、町内の賃貸住宅入居者の子育て世帯への支援等、本当によそと競ってという意味じゃないですけど、差のないように町も頑張っておる、そういうことは認めるところであります。いつかは子育て条件のよい方へ、都市部へ人口というのは流れていくんじゃないかなあと、私は危惧します。子どもが少ないから子どもをふやすためにと、今ある子育て世帯に対処処理的施策ばかりでなく、なぜ人口が少なくなっているのか、なぜ子どもが少ないか、社会構想の原点に戻り考えるときではないかと思います。それは、働く場がないとか、学校を卒業すると皆都会へ出ていくから、若者がいないと、いろいろと理由はあります。今までも、この白川町の各地域で我々の先輩たちが生活を営み地域を守ってこられたのは、社会構成の原点、家庭という核があったからだと思います。今、白川町に結婚適齢期の20代以上の独身の男女

の方が多数見受けられます。彼らの結婚観はどうかというと、結婚し世帯を持ち、子どもも欲しいと思っている方が8割以上とのデータも聞いております。できない理由もはっきりしております。よい出会いがないとか、機会がない、職場によい人がいない、男性ばかりの職場でならいいけど、女性ばかりの職場とかということ、それから誰も紹介し勧めてくれない等、簡単な理由でありまして、よい出会いを夢見ている間に年齢も増して独身のままいるというのが現状と見受けられます。そんなふうに我々は詮索するわけですけど、白川町もこうしたことに施策として、ここに何か考える必要があるんじゃないかと思います。

お伺いいたしますが、例えば企画課の中に婚活係というか結婚推進係、名前は何でもいいですが、そういった目的においてつくられて、もう少し本腰でやっていただきたい。現にもう数年前から、私は時々全協などで提案していますが、そういった市町村はあります。結婚係とか婚活係で、まず結婚をしてもらわないかと、若い人に。そういうことをやっているところがございます。そういうように、ここも白川町もデータをつくって、専門に結婚をフォローし、また結婚し、町内で生活をしてくれれば結婚祝い金とか新婚お祝い金等の名前をつけて50万円とか100万円を、施策としてというような何かを、これは例です。そういった施策をする必要があるんじゃないかと提案いたします。また、白川町には2世帯住宅、あるいは3世帯住宅等、大きな家がたくさんあります。親との同居、または町内で生活し親を見てくれれば、今後の福祉対策にも効果があると思われま。こうした提案に前向きに検討されるとどうかということを提案し、質問をいたします。答弁をお願いします。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。  
企画課長。  
(企画課長 佐伯正貴君)

- 企画課長 それでは、渡邊議員さんの人口減と過疎対策についての質問についてお答えいたします。

安江議員さんの質問の中でもお答えをいたしましたけれども、人口減少の要因には自然動態と社会動態の要因があります。この2つをプラスにするしか解決の方法はありません。それは、日本全体でも、岐阜県でも、白川町でも同じことです。社会動態は、転入と転出の差し引きになりますから、国内で考えますと人口の絶対数が減少していく中で、人の奪い合いといったような形になります。つまり、どこかがふえればどこかが必ず減るということになります。また、自然動態の減少については、高齢化の進展が進む中で改善するには非常に難しい状況でございます。恐らく将来に向けた減少のカーブというものを緩やかにしていくということが、今後の目標になっていくと思います。少子高齢化の中でよく言われ

ます出生率の向上という問題でございます。

渡邊議員さんのおっしゃいますとおり、人口問題の解決に向けては、各自治体がこぞって少子化対策を行っております。中でも年間の出生数が一桁台という自治体の中には、出産祝い金が第1子100万円、第3子では300万円なんていうところもございます、それこそ本当に過剰になっていくことも考えられると思います。このように、市町村単位の金銭的な支援によります少子化対策は、ある意味で差別化の競争という部分がございます、国が本気で少子化対策を行う意識があるとするならば、国策としての全国一律的な対策も行うべきであると思っております。しかしながら、どんな支援策を考えましても、子どもがいなければ始まりませんし、そのためには、今の日本の状況では結婚という制度を進めることが必要となります。そして、多子出産によります人口減少の改善を望むなら、30代前半までの若い世代の結婚が特に重要になると思います。単なる結婚対策から未婚、晩婚化対策として動き出しております自治体もあります。県におきましては、企業、自治体などにおけます結婚支援事業として、平成23年からぎふ婚活サポートプロジェクト、通称コンサポ・ぎふと言っておりますけれども、こちらを実施しております、企業、自治体の職員を対象に行っております。昨年から、各市町村が開設しております結婚相談所の登録会員も対象としております。

さて、企画課に婚活係をというご提案でございますけれども、ご存じのとおり町職員の人数も限られておりますし、今現在は社会福祉協議会や商工会青年部などをお願いしております結婚対策に関しての担当者という者はおりますけれども、結婚対策専属の係の設置はなかなか難しいかなと思っております。しかしながら、これから先係とまでは申しませんが、結婚に対する専門のことは行う必要はあるかなとは思っております。

また、結婚祝い金の制度ですけれども、本町では、結婚後の子育てのためにさまざまな支援をしております、現在のところでは、まだ結婚祝い金の支給制度を設置するということには考えておりません。結婚につきましても今はいろいろな形態がございます、戸籍婚もございますし、事実婚もございますし、また再婚される方もあろうかと思っております。この結婚祝い金をどの段階で、どのような対応で支給すればいいのかということになりますと、非常に困惑する部分もありません、そういう意味からしますと、結婚後に子どもを育てやすい状況を支援していくということが、今では行政の役割ではないかなと思っております。平成27年度から地方版戦略という形で策定を進めていく中で戦略会議も始めてまいりましても、その中で結婚手当金、それから結婚に関するさまざまな施策を含めましたご意見も出てまいりますので、その中で検討していきながら新たな方策を探していきたいと思っております。以上で、私の答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。
- 5番 再質問をいたします。

今の答弁のようにいろんな面で努力をされているところは認めるところでありますが、今ご答弁されたように毎年社会福祉協議会と商工会へ結婚相談解説委託料、あるいは結婚促進交流事業補助金として補助金を出しておる。どういう目的か今答弁されたんですけど、いつも議会の予算、あるいは決算でそれらの実績や効果をお尋ねし、余り効果がないなど、だけどやっておるよということを認めております。効果がないということは、その辺でどう反省されておるのか、それぞれの団体に丸投げ施策ではなく、補助金効果の上がるように町の行政指導をしないと無駄な金になるんじゃないか。過去の5年間、この町から商工会と社会福祉協議会へどれだけ出ていっておるか、5年間だけ調べてみました。その前はどうかわかりませんが、何を根拠かわかりません。商工会は、大体70万円、100万円、70万円、70万円、70万円、ことし新年度平成27年度は80万円なんです。これは何を根拠に出されたのか。社協は、平成22年が55万円、その次も55万円、その次の平成24年は72万円、平成25年度は55万円、今年度はがたん落ちて20万円、そして新年度、平成27年度は45万円。効果のないところに、私は、ないとは言いません。やらんよりはやった方がいいです。だったらそこへ担当課がない、人がいないなら、そのお金を出すなら、行って指導をし、効果の上がる指導をするべきだし、研究する必要もあるんじゃないかと思います。それこそ無駄な補助金でありやり方じゃないかなと、私個人的にはそう思います。確かに商工会も、それから社協もこの件について、私も覗いたことがあります。やっておってくれます。やっておってくれるが、都会から女性用のバスで取ってそれを交流させて、そうしてとっていう、何か最近はそのが毎年行事化しておるような感じで、本当にそれがだめならどういう方法を、その中のやり方をするとか、あるいは2回、3回、その人たちと続けてするとか、何か方策を深く考えればいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺を見ていて、これはいかんぞと、こういうお金をつぎ込むなら、毎年、町の中に1人、例えば町づくりがやるか総務課かわからんですけど、そういうところに1人専門の人がいて研究をさせて、その下に結婚相談員と協議会に1人か2人ずつ見えますね。その人たちには、おまえら何しておるんですかという話を聞くんですけど、名前をもらってよしと言っていったら、プライバシーだ、守秘義務だと言ってデータを持っているけど活動ができないと。どうしよう、どうしたらいいとみんなで言うておるうちに任期が来たと言って交替して次の人に渡す。これは何にもならんよという話も聞いております。そういう現状の中で、先ほど生まれてくる子どもが大事だと。もちろんそうです。だけど、生まれるようにしてやらんとだめです。



幾ら長男でも嫁さんのない人がいっぱいいます。そういう人たちを誰がどうするか。先ほどの安江議員さんのように、議員がまず率先してやろうと言うが、わしらはデータがないんですよ。聞きに行くと、いろいろ聞くと、何でそんなことを聞くんだと、なかなか難しい。だからデータがあるとかあれば、細かいデータは要らんですけど、そうするとちったあ親と話をしながら進められるし、今の人たちは横並びで横の人が紹介すると割かしうまくいくという。我々はおじさん、おばさんに叱られて見合いをさせられて有無も言わず、そういう時代じゃございません。今はそれぞれ個人のそれぞれのあれを尊重する時代です。そこを上手にやりながらやっていくと。実際、ほかの市町村ではそれを組んでおるところがあるんですよ、効果を上げておるところが。ですから、私は提案するだけで、やれどもどうとも言いません。その辺をひとつ見直すべきじゃないかなということを申し上げておきます。

再質問をもう1回言うと課長さん、それ以上何とも言えんやろうで、次の質問へ移ります。

- 議 長 企画課長。
- 企画課長 今ご指摘のありました補助金の関係もごさいますが、商工会の方のハートフル事業と社会福祉協議会の結婚相談事業の方に今委託をしております。ずっと費用額もおっしゃっていただきましたが、ハートフルの商工会の方につきましては、イベントの事業費、すべて積算をいただいております。その中の費用に対しての委託となっておりますし、社会福祉協議会につきましては結婚相談事業の方で毎年度毎年度予算を立てていただきまして事業も計画をいただきまして、そちらの会議の方にも出向いております、その中でこれだけの費用が要るということで委託料を組んでおります。実績でございますけれども、社会福祉協議会につきましては、ここ数年、本当に実績がないという状態で、相談実績はありますが、実際の成婚の実績はないということです。それから商工会のハートフルの方につきましては、平成21年度からやっておりますけれども、今までの中でカップルが成立した件数につきましては61件ございます。その中の8件の方が結婚をされておみえになりまして、ことしにつきましては1件結婚をされて今1件は婚約中ということで聞いておりますので、こちらはどれだけの費用をかけて1組ならいいのかということところはちょっと申しわけありませんが、確かな実績は上がっておりますので、商工会の方の事業については同様に支援していく必要があると思っております。それから社会福祉協議会の事業については、ずうっと同じことをやっておるとい状況が続いておりますので、ことしの事業の中から、各事業所ごとの若い方の委員さんを募っております、役場からも委員を出しておりますけれども、それぞれの委員さんが集まった中でそういった結婚の関係のイベント

の事業ですとか、それぞれ思ってみえることですとか、そういったことを進めながら、社会福祉協議会の中が事務局になりまして、事業所ごとのそういった会を進めていく予定であります。これは今回は町内だけで行っていきますけれども、ゆくゆくは東部3町村ぐらい、七宗町、東白川村も含めた形の中で、それぞれの事業所の方を集めて進めていきたいという考えで思っておりますが、何をして絶対正解かということはないと思いますので、そういった中で考えられることをやりながら今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議 長 5番、2つ目の質問を許します。

○ 5 番 ありがとうございます。私は、1つの課題を提案したところでして、そういう方向でこれから取り組んでいただきたいと思っております。

もう1つの質問の方へ移らせていただきます。これは、町の農業振興と農地保全について。

これも提案質問になりますけれども、白川町は、中山間地農業としての大変な局面を迎えており、現在活躍して、そして農地を守っておられる方々が今おられるうちに、次なる手を打つということを考えるときではないかと思っております。

当町としては、毎年こうした事態に、各種の施策を打ち、努力しておられることは認めます。また、国や県の対策や指導も、こうした中山間地の農業形態になじまないということもあるやに思います。それは、小規模農家が多く、経営所得安定対策とか、農地中間管理事業等、いろいろな施策が出されてまいりますけれども、これらは全国全般的な大規模農家、あるいは平野部の条件のいい農地を対象としたところが主であって、こうした山間僻地といっちゃああれですが、山間部での農地には、一部はなじめてもううんと思うところもございまして。それで、農家の担い手不足、高齢化で水田はもとより、白川茶の生産も、今先が、大変いろんな面で心配される状況でもありますので、現状は米の価格は安くなるし、お茶も安くなる。ますます生産意欲は低下するということでございまして、これらは個人での農業経営は無理であり、農地の集積とか集約化はこれから大事で、もうすでに進めておられるところもございまして。当町もそうした方向で取り組まれておるけれども、今ここでもう一度町内の農業のあり方というのを考える時期ではないかと思っております。それは、白川町は5地区、大きく分けて5地区あるわけですが、土地柄や、あるいは最近の気象変更等で、今までとちょっと変わってきておる現象があります。米とお茶だけにどこも頼っておらず、それぞれの地区の作物を見直すことも必要かと思っております。例えば、佐見地区には、例えばですよ。佐見地区は野菜の何か合うものをつくるとか、黒川は果物とかトマト、蘇原地区は米と花とか、白川地区はお茶と米とか、あるいは米と何かを組み合わせるとか、もう少し収益性とやっつけていける農業を少しでも、そういう方向を今から展望して

進める必要があるんじゃないかと思います。もちろん1、2年で短期間では効果は出ません。お茶でも初めは本当にいいぞと言われて、それからみんなが植えて、白川茶が広まるのに10年15年かかっております。そして白川茶というブランドができてきておるわけなんですけれども、そういったようなところへ今見直す時期ではないかと。そして、もうちょっと耕作放棄地や農業はいかんぞとって、若い者がやらんじゃなく、ちょっと希望と夢が持てるような農業のあり方というものこれから切りかえていく必要があるんじゃないかなと、そんなことを思います。ですから、今一つには、5地区の今やっておられるお茶なんかは、上佐見なんかはやっぱり無理だと思います。高冷地はね。黒川なんかでもお茶は大変厳しいと思います。だったらそういう所はお茶にかわって何をするか。太陽光以外にもうちょっと何かを考えるべきじゃないか、もったいないなあとそんなことを私は思うところでして、そんな提案をさせていただきます。

また、お茶については、今後イタリア等、外国への輸出も考えておるといことも町長さんの方針で伺いました。全く私も同感です。そんなことをここ1、2年考えておったんですが、しかし、食品とか嗜好品等、輸出向け商品は、農薬とか有機栽培等、そういった栽培状況等で外国は厳しい制約がございます。それらを研究することもどうしたらいいかということが課題だと思います。現在、オーガニックコスメとか、オーガニックという言葉がやたらと出てまいります。それは一つの農産物基準という認証であるそうですが、このオーガニックを利用してオーガニックティー、お茶ですね、オーガニックコーヒー、あるいはオーガニック何々と、もういろいろオーガニックのついた名前がありました。これは、健康に安全、安心な食品ということで、オーガニック何々なら入れていいよという国は結構あるようです。このオーガニックというのは、世界基準のJAS規格とは違うようでございますけれども、私の調べたところでは。それでもこのオーガニックの認証を受ければ輸出等はある程度やりやすいと。それからもう一つは、外国はどういうお茶なら受け入れられるか、ヨーロッパ、EUは厳しいそうですが、アメリカは結構お茶が出ています。オーガニックということになれば、大変人気があるというふうにも伺っております。現在、白川茶をオーガニックやっておるところがあるかなと思ったら、町長のやっておられる切井茶生産組合はオーガニック認証を受けている。そのほかにも、五加は入ってなかったと思いますけれども、五加も受ければ受けられるんじゃないかなと。あとは揖斐茶の方で3軒ぐらいだったかな。ところが静岡県とか三重県、宇治茶、それから四国、九州はものすごくこのオーガニック認証を受けているところがだあっと農水省をあれを見ますと出ています。ところが一向にこの辺は、そういうのは余りないなあ。これからがこれをとるのが一つの課題かなと。そして、やっぱり外国へ向けてやって

いかないと、これ以上お茶等も値段が上がらないんじゃないかなど。ですから、ことしはいいきっかけで輸出をといる初めてだと思います。輸出をどうだという発想が出たのが。これからは茶商さんをお願いするばかりでしたけれど、国内販売の。やっぱりこれからはそういう時代に入ってくるので、それに先駆けて手を打たれるということは、大変私は期待しておりますし、協力をしないかんかと思ひます。この辺についても、どの辺まで研究をされておるのか、ちょっと一言お伺いをしたいと思ひます。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。

農林課長。

(農林課長 今井俊君)

○ 農林課長 それでは、5番 渡邊議員のご質問、町の農業振興と農地保全について、お答えをいたします。

国は昨年、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大などの課題に対して、農業の本来の活力を取り戻す構造改革をさらに加速させるため、農林水産業・地域の活力創造プランをとりまとめています。これは、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策、そして農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域政策を車の両輪として推進することを基本としております。

産業政策では、農地を有効に活用し、農業経営の効率化を進める担い手への利用集積、集約化を加速させるため、農地中間管理機構による新しい農地の貸し借りの仕組みができました。本町も、この政策が打ち出されたことを受け、農地中間管理機構との連携して農地の出し手と借り手の募集を行い、希望が寄せられました中から事業実施が可能な農地について、事務の手続きに着手いたしました。その結果、今年度中には農事組合法人 中川営農組合に続き、今年に法人化されました有吉営農組合、大寺営農組合、久室営農組合3つの法人に対しましても認可される見込みとなりまして、合わせて59ヘクタールの農地について、機構との利用権が設定されることになりました。この事業では、本町のような中山間地の農地について、議員からもご指摘がありましたように、経済観念のみで流動化することには限界もあり、地域農業の実態と乖離した部分もありますが、できる限り希望する経営体や新規参入者への利用集積、集約化を進め、担い手の育成と経営の効率化を図りながら、耕作放棄地の防止対策に繋げていきたいと考えています。また、経営所得安定対策では、経営面積に対する一定の規模要件が廃止され、意欲ある農業者が参加できるように改正されたことや、米の直接支払交付金を見直し、主食用米への偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など、需要のある作物の生産を振興し、米政策の生産調整に頼らずとも、みずからの経営判断で主食用米への生産が行われるよう、環境整備が進められているところでございます。

議員からご提案のありました、本町の農業のあり方について考える時期であるとして、具体的な施策の一端を述べられましたが、冒頭申し上げました国の農業地域活力創造プランの方向性のまさに本質であると思っております。特に水田では、経営体が経営感覚を持ち、需要の変化に対応した販売戦略を立て、作物の選択と作つけビジョンを決定し、地域の特性を生かした産地づくりを推進することであると考えております。また、生産された農作物の6次産業化への取り組みも重要な施策となります。現在の本町の経営所得安定対策では、国からの直接支払交付金を有効に活用するため、米の生産調整を維持しながら水田のフル活用を推進し、自給力の向上を目的とした戦略作物では、大豆と飼料用米を奨励し、また地域振興作物としてはトマトやナスなどを中心に支援を行っているところでございます。しかしながら、米政策の見直しによりまして、平成30年度から生産調整の数量配分を行わないことや米の直接支払交付金の廃止が打ち出されております。したがって、今後、それぞれの経営体が、みずからの経営判断で水田活用ビジョンをえがき直す必要性がでてまいりますし、町としてもチャレンジする経営体が躍動できる環境を整備しなければならないと考えております。そのため、農家の経済事業を担う農業協同組合の組織力により、積極的な事業展開と運営をお願いするとともに、農業再生協議会を中心として新たな地域の水田活用ビジョンをつくり上げることが、喫緊の課題であると捉えております。

また、多面的機能の維持、発揮を図るための地域政策では、平成27年度から中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金などが制度として一本化され、日本型直接支払制度へとかわってまいります。この制度は、集落コミュニティの共同管理により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能を確保するとともに、担い手の負担を軽減し構造改革を後押しするものであります。今後、制度の具体的な内容が示された後に、地域の皆様と協議しながら積極的に取り組んでまいります。

お茶の生産につきましては、近年、消費の減速と相まって価格への影響も深刻なものとなり、大変厳しい状況にございます。このため、町長の提案説明でも申し上げましたが、元気な産地の再構築を目指し、生産者及び関係機関の皆様と今後の組合等の方向性について、議論を深めていきたいと考えています。また、機械化作業に対応した茶園整備や防霜ファンの更新、農地の利用集積による担い手確保、流通、販売などの対策を、今後の組合等の方針と照らし合わせながら、経営継続のために必要な支援については、補助制度を活用しながら促進したいと考えております。

2つ目のご質問、渡邊議員からもご賛同の意をいただきました、国の地方創生

先行型交付金を活用した美濃白川茶の国内・海外の販路開拓事業についてでございます。この事業では、首都圏などのアンテナショップ等の活用による販路拡大と、海外では姉妹都市でありますイタリアピストイア市を拠点に、日本茶の魅力を食文化とあわせて発信し、EU諸国への販路の開拓によって需要を引き出すことを目的としております。議員がご指摘されたとおり、お茶の輸出につきましては、幾つかのハードルがありますが、日本貿易振興機構等の外部専門機関と共同して支援計画を策定し、事業を展開していきたいと考えております。お茶の輸出に関する手続きでは、日本からEUへの輸出規制はなく、またEUでの輸入ライセンスの取得は不用となっていますが、輸入食品としての衛生検査については、いくつかの公的検査が実施されます。中でも残留農薬検査については、欧州議会・理事会規則に基準値の規定があり、これをクリアすることが必要となりますし、日本独自で使用している農薬の情報がないことから、輸出前の残留農薬の分析結果をEUの検疫当局に照会し確認することも望まれております。有機栽培（オーガニック）のお茶に関しましては、国際有機農業運動連盟に認められている有機JAS認証の事業者、先ほどご紹介いただきました町内では切井茶生産組合が取得されおりますけれども、これらの事業者は認定機関からの検査証明書の発行により、有機食品としてEUでの流通が可能とされております。また、EUの食品市場では、食文化、食習慣、嗜好、多様な価値観などの相違点が幾つかある中で、それらの共通項として、数字的にはわずかでございますが、オーガニック食品が求められており、食品の安全性を懸念する消費者の選択肢となっております。今後、輸出への計画段階にすべき事項といたしまして、事業戦略の明確化、戦略商品の選定、貿易実務の習得、販売戦略などの支援計画の策定を外部専門機関へ委託し、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上、ご質問の答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

はい、5番。

○ 5番 再質問というより、大変細かい説明ありがとうございました。

私が言いましたように、この白川町は農地中間管理事業についても先ほど説明課長がされたとおりでわかっておりますが、白川町の場合、貸し手はあるが受け手となる人がというところですが、貸し手はいっぱいあると思うんですよ。今でもありますけど、なかなか厳しいんじゃないかなと思います。これもこういう制度がありますので進めていただきますけど、やはり町内を見た場合、兼業農家が多い、やっぱり兼業農家中心でないとこの地域は守っていけないんじゃないかなと、そうすると営農組合とか、そういった集落ごとに集落営農のまとまりをつくって、お互いに担い手をカバーする、そして機械化してというような、そういう

方向にしなければいけませんので、今、我々も中川とか、そうして有吉、大寺、久室、三川は、三川もできておりますね。あとできていないところ、形はできておると思うんですけれども、営農組合として、やっぱりそれに基準に合うようなそういう指導も積極的にやっていただいて、それと同時に今私が言いましたように、やっぱり30年ぐらいからTPPの絡みもあって、相当農業の景色がかわってくると思うんです。そのときに地域が守れるように、5地区がそれぞれ特色ある農地の開発というかアイデアを行政がやれやれじゃなくて、皆さんがやる気を持ってもらわんと、これは発展していきませんので、地域の皆さんに投げかけて、いろんな面でご指導を賜ればありがたいと思います。お茶についても、これからそういう方向で進むよということで相当研究しておっていただけます。ぜひとも、そういうことで進めていっていただきたいなと思います。

以上をもちまして私の質問は終わります。

- 議長 5番 渡邊昌俊君の質問を終わります。  
次に、7番 細江茂樹君の質問を許します。  
(7番 細江茂樹君)

- 7番 議長さんのお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。私の場合は、2問の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、これは昨年も同じような質問をさせていただいたんですが、確認というような形で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。1つ目は、白川町の河川環境に関することについてということでお願ひします。今回、私は水源の里白川町の河川環境に関することについて質問をさせていただきます。

建設環境課長さんには、長年公務に携わり本町のためにご尽力賜りご苦労さまでした。今後とも引き続き本町の行政にご指導賜りますよう、よろしくお願ひします。

では、私から河川環境に関する質問ですが、近年では、都市開発や人口減少による土地の荒廃、あるいは経済活動による地球温暖化や外来種の影響などにより、生物多様性が危機的な状況にあると言われております。国の取り組みでは、平成20年には生物多様性基本法の制定、それに伴い岐阜県では、生物多様性ぎふ戦略を平成23年に制定されております。町においても生物多様性の保全に対する行動を起こすことは急務であると考えます。白川町は水源の里で、自然が豊かで動植物については非常に個性豊かな地域であり、その自然を保全するために地域住民が生物多様性について関心を持ってもらい、次世代に受け継いでいくことが必要であると思ひます。私の住んでいる佐見においても、最近、川に住む虫や魚が減少してきているように思ひます。町では、町内の河川の虫や魚の生態調査などを行ったり、少なくなった魚を川へ放流するなどの計画はないかをお尋ねいたしま

す。以上です。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。

建設環境課長。

(建設環境課長 高木勝彦君)

○ 建設環境課長 7番の細江議員の答弁の前に、冒頭身に余る言葉をいただき、感謝を申し上げます。

それでは、質問の白川町の河川環境についてお答えをします。

白川町は、豊かな自然に恵まれ、水源の里であり、清流の町であります。この多様性に富んだ自然は、住民にとって大切な財産であるとともに、未来に引き継いでいくことが重要な使命であるというように思っております。特に議員におかれましては、常日ごろより環境に関心を持っていただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、議員が述べられておりますが、生物多様性基本法に基づき、県が平成23年に岐阜県の生物多様性を考えるというタイトルで、10年後を目指すべき姿を定めた生物多様性ぎふ戦略が策定をされております。このことから、いかに重要なことであり、河川生物だけではありませんが、生物多様性について多くの方に関心を持っていただく必要があると思っております。町内では、環境保全のためのボランティア活動が各地区で行われておりまして、本当に感謝を申し上げますところであります。町内5つの河川の水質検査を実施しておりますが、水質は大変良好で、水源の里として自慢できると思っております。また、毎年実施しておりますカワゲラウォッチングでは、きれいな水に生息するカワゲラ、ヒラタ、トビゲラ、ヘビトンボがたくさん確認されております。今年度は、カワゲラウォッチングのほか、新たに魚のすみかづくりの実験を実施し、調査の結果、そのすみかにはたくさんの魚が見られております。しかし、議員おっしゃるように、最近、川魚などがかなり減少してきているように思います。

昨年、議員から環境と観光についての一般質問の中で、川魚の調査、魚の放流について触れられておりますが、それは参事さんから、さらに検討していくという内容で答弁をされております。その後、担当課としましても、生体調査について、NPO法人を交え、河川生物の生態調査の取り組みについて検討していたところでありましたが、来年度から始まります第2次みのかも定住自立圏構想の中に、生物多様性の自然調査の計画があり、本町としても積極的に提案し取り組むこととしております。まだ計画は具体化しておりませんが、事業5カ年のスケジュールは、初年度から3年間で調査となっており、残りの2年間でデータブックの作成などというふうになっております。まずは、この事業に参加し自然調査を実施していきたいというふうに思っております。もし、この調査が満足のいく内



容でないときは、再検討したいというふうに考えておりますので、よろしくお願  
いします。

それから、少なくなった魚の放流についてですが、放流の前に魚がどうして少  
なくなってきたのかの原因を調べるのが重要かと思えます。原因は、カワ  
ウの被害なども考えられますが、先日ぎふ水環境ネットワーク総会で、岐阜大学  
の教授の河川環境の講演がありまして、その中で河川の魚が少なくなってきた  
大きな原因として、放置人工林の増加により土壌変化が起きており、それが河  
川の魚の減少につながっているとの調査結果が報告されました。しかし、この対  
策につきましては、木材の価格の低迷等によりまして、林業労働力の不足など現  
在の森林施業の状況は大きな高い壁となっております。ところで、放流事業の補  
助事業は、なかなかありませんでしたが、岐阜県環境管理技術センターという  
ところの事業で、環境教育の活動を目的とした助成金がありました。助成額は少額  
ではありますが、事業対象になるだろうと考えておりますので、今後、漁業組合、  
NPOなどと協議をしながら、その助成金を利用しまして実施していきたいとい  
うふうに考えております。今後とも議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げ、  
細江議員の質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 7 番 再質問はございません。ひとつよろしくお願ひします。

それから、お願ひなんですが、これから退職されるということなんですが、あ  
と残された職員の方に、こういう放流はしっかりやれというような指導をしてい  
ただければ非常にありがたいかなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ  
します。

では、続きまして第2の一般質問をお願いしたいんですが。

○ 議 長 2つ目の質問を許します。

○ 7 番 生涯スポーツの振興についてということで、これは教育課長の方へお願ひいた  
します。

この3月をもって定年を迎えられる教育課長に対して、今後の生涯スポーツに  
ついて質問をします。

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすとともに、心身の健  
康保持やコミュニティーの形成に大きな役割を果たすことができる手段であり、  
生涯1人1スポーツを合い言葉に、長年スポーツの振興が図られてきました。し  
かしながら、人口の減少や少子高齢化に加え、価値観やライフスタイルの多様化  
が進み、町のスポーツ人口は年々減少しているものと思われます。そのような中、  
町では昨年、清流国体記念運動公園 大野台パークが整備され、スポーツ活動の  
拠点として多くの愛好者に利用されています。また新年度に向けては、町内のス

スポーツ関係3団体、体育協会、スポーツ少年団、スポルトクラブが相互に連携した白川スポーツクラブの発足によって、町民のスポーツ環境が整備され、一層のスポーツ活動の活性化が期待されるところです。

教育課長は、国体推進室長及び教育課長として、国体射撃競技の準備から運営や、スポーツ環境の整備の中心的な役割を担い、精力的に推進してこられました。また、プライベートでも若いころからソフトボールや野球の選手として華々しい活躍をされ、今なお現役として、あるいは関係団体の役員として、町技であるソフトボールや軟式野球の振興に尽力されており、このご活躍に心から敬意をあらわすものであります。

今後のスポーツ振興には、スポーツ団体の再構築、小学生のスポーツ少年団及び中学生の部活動のあり方、社会体育施設の維持管理、運営など、さまざまな課題がありますが、教育課長の今後のますますのご活躍への期待を込めて、将来の白川町のスポーツ振興についてお尋ねをいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

教育課長。

(教育課長 瀬瀬正喜君)

○ 教育課長 最初に、大変お褒めのお言葉をいただきまして、本当にありがとうございました。恐縮をしております。

それでは、7番 細江議員の生涯スポーツ振興について答弁いたします。

平成22年度に策定いたしました白川町第5次総合計画での町のスポーツにおける現況と課題を次のとおりまとめております。スポーツ振興については、1人1スポーツの推進に努めているが、少子高齢化やニーズの多様化に伴い、団体スポーツを中心に大会運営やチームの存続が難しい競技が出てきており、体育協会やスポーツ少年団、チャオ白川スポルトクラブなどが協力、連携して、組織、行事の見直しを行うなど、誰もが気軽に身近でスポーツを楽しめる環境づくりが必要である。議員ご指摘のとおり町のスポーツ人口に関しては、少子高齢化により青少年スポーツを中心にスポーツ人口の減少とあわせて、スポーツへの関わりが薄くなっています。具体的には、スポーツ少年団の単位団がここ数年で12から9団に、登録者数も10年前と比較すると152人が減少して、特に団体競技の存続が困難となっております。体育協会においては、競技者の高齢化や社会人のスポーツ離れにより、大会の参加者の減少、高齢者団体を中心に団体運営に支障が生じております。また、地域スポーツに関しましては、行事の多種、多様化等により運動会を初めとしたスポーツ行事が減少し、地域力、地域コミュニティの衰退が叫ばれている現状であります。

そのような中、平成24年に開催された第67回国民体育大会 ぎふ清流国体

においては、本町ではクレー射撃、ライフル射撃という2つの射撃競技が開催されました。岐阜県では、実に47年ぶり、本町にとっては町政初の一大スポーツイベントの開催となり、大会期間中は全国各地から9,000人を超える方々が来町されました。約5年前から国体の開催の準備が始まり、全町花飾り運動、町民ボランティアの登録、全自治会参加による都道府県応援ボードの作製など、大会の運営支援に多くの町民が関わり、まさしく町民総参加の一大行事となったことは皆さんの記憶に新しいことではないかと思っております。ぎふ清流国体を成功させるために、町民と行政が一体となったさまざまな取り組みを行い、事業を推進する過程で、白川町民の底力、魅力を十分に感じる事ができたことが国民体育大会を経験した一つの一番の成果であったと言えるのではないのでしょうか。

また、国体開催をきっかけにライフル会場跡地を整備し、昨年4月にオープンした清流国体記念運動公園は、町民の公募から愛称を大野台パークと命名し、間もなく1周年を迎えようとしております。今年度は、オープニングとしてソフトボール前日本代表監督の宇津木さんのソフトボール教室、6月にはFC岐阜監督のラモス瑠偉さんによるサッカー教室、9月には白川病院杯学童野球大会の開催をはじめとし、中体連のソフトボール、バスケットボール会場、町消防操法大会など多種目、多目的な利用がなされました。利用に関しましては、町体育協会の加盟団体を初めとし、28の団体に使用登録をしていただき、ことし2月末までにグラウンドは96日間で約5,700人、体育館は161日間で約6,700人の利用をいただいたところであります。決して十分な施設とはいえず、課題もあります。本町の社会体育施設の拠点として一定の成果が得られたものと感じております。また、町内に散在する社会体育施設につきましては、来年度策定予定の公共施設等総合管理計画の中で、施設のあり方等を検討していきたいと考えております。

ことし4月から白川スポーツクラブが発足いたします。これは、1人1スポーツの時代から1人が複数のスポーツを楽しむことができる本町独自のスポーツ環境を整備することを目的としたものです。平成25年から検討をスタートした白川町のスポーツ振興を考える会における検討結果をもとに、体育協会、スポーツ少年団、チャオ白川スポーツクラブが手を取り合い、本町のスポーツ組織を束ねる新たなクラブとして将来を見据えた活動を展開し、子供から大人まで誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる新たな環境を目指しております。本町の子供の数は決して多いとはいえませんが、スポーツに関しても、少人数ならではのメリット、強みがあるのも事実です。町技であるソフトボールを初めとし、近年の小、中学校、高校における子ども、生徒たちのスポーツにおける活躍は目を見張るものがあります。子どもたちが自分の存在を見出し、大きく成長できるよう

なスポーツ環境を今後も絶やさないことが私たちがしなくてはならない大きな役割の1つだと認識しております。

古い話でございますが、昭和46年4月14日の中日新聞に、当時の白川町がスポーツで大きく取り上げられました。スポーツで築く連帯感、消えた世代の壁、過疎・白川町、息ふき返すなどと題して、本町の取り組みが先進的なまちづくりの事例として紹介されました。以来、きょうまで本町は他市町村と比較しても決して劣らないスポーツ環境が築かれてきました。先輩方が残していただきましたスポーツ環境を、次の世代まで引き継いでいく責務があります。平成24年のぎふ清流国体を経験し、スポーツの持つ力やスポーツの可能性を再認識できたのではないかと考えます。競技スポーツ、生涯スポーツの面でも本町は大きく転換期を迎えております。白川町に生まれ、白川町で育つ子どもたちがスポーツを通じて多くのことを学び経験することで、心も体も大きく成長し、将来のまちのリーダーとして今後の白川町を担ってくれると期待し、スポーツで人づくり、町づくりの実現に向け取り組んでいきたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願いし答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問はありますか。
- 7 番 これは要望ということなのですが、教育課長さんには、国体の方、射撃場とかいろんなものを設備を整えていただくためにいろんな形でご協力をしていただきました。その返しとは何ですが、退職されたらあの射撃場もありますし、あそこでライフルなり、散弾なりの免許をとっていただいて、今なかなか有害駆除の人間も少なくなってきておりますので、その辺でご協力をいただけたらありがたいなと思っておりますので、ひとつよろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。
- 議 長 答弁は要りませんね。
- 7 番 はい。
- 議 長 7番 細江茂樹君の質問を終わります。

- ◇日程第3 議第1号 平成27年度白川町一般会計予算
- 議第2号 平成27年度白川町国民健康保険特別会計予算
- 議第3号 平成27年度白川町簡易水道特別会計予算
- 議第4号 平成27年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算
- 議第5号 平成27年度白川町介護保険特別会計予算
- 議第6号 平成27年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

- 議 長 日程第3 議第1号「平成27年度白川町一般会計予算」、議第2号「平成27年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第3号「平成27年度白川町簡易水道特別会計予算」、議第4号「平成27年度白川町地域振興券交付事業特別会

計予算」、議第5号「平成27年度白川町介護保険特別会計予算」、議第6号「平成27年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

- 議長 お諮りします。  
本件については、議案補足説明を省略し、直ちに予算審査特別委員会に付託し審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決しました。
- 議長 お諮りします。  
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、特別委員会審査を3月13日までに終わるよう期限を付したいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、審査期限は3月13日までとすることに決しました。
- 議長 お諮りします。  
本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。
- 議長 お諮りします。  
明日11日から13日までは委員会審査のため、14、15日は土曜日及び日曜日のため、白川町議会規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、11日から15日まで5日間、休会することに決しました。
- 議長 ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、明日11日から15日までは休会となります。したがって、3月16日午後3時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。  
どうも皆さんご苦労さまでございました。

(午後3時07分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員